

---

○議長（木下一己君） ただ今から、平成28年第4回下川町議会定例会を開会いたします。

ただ今の出席議員数は、8名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。

---

○議長（木下一己君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、3番 斉藤好信 議員及び4番 奈須憲一郎 議員を指名いたします。

---

○議長（木下一己君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月21日までの3日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月21日までの3日間に決定いたしました。

---

○議長（木下一己君） 日程第3 諸般の報告を行います。

報告事項は御手元に配付しておりますので、朗読を省略し報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○議長（木下一己君） 日程第4 行政報告を行います。

町長。

○町長（谷 一之君） おはようございます。行政報告を行う前に、今定例会開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

本年も余すところ12日程となってまいりました。既に本町が国内において今年一番の寒さを記録するなど、厳しい冬の季節を迎える時期になってまいりましたが、このような折、大変御多用の中、議員の皆様には第4回議会定例会に御出席を賜り、心より感謝申し上げます。

本定例会に提案させていただく議案は、条例案件6件、単行案件1件、予算案件7件の計14件であり、そのほか1件について行政報告をさせていただくところがございます。

議員の皆様には、今定例会、議案審査に当たって更なる御指導を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。それでは行政報告を申し上げます。

一般財団法人下川町ふるさと開発振興公社の平成28年4月から9月までの上期営業成績と中間決算について御報告を申し上げます。

はじめに、五味温泉の運営状況について御報告を申し上げます。

利用客の入館状況についてであります。宿泊、日帰りを合わせた利用者数は44,776人で、前年と比較し2,165人、4%減少しております。宿泊客は3,749人で、1日の宿泊許可人数に対する稼働率は49%で、前年と比較し3%の減少となっております。日帰り客につきましては、41,027人で、1日平均224人のお客様に御利用をいただいております。前年同期に比べ4%の減少となっております。

次に、五味温泉事業の収支状況等についてであります。本年4月から9月までの営業日数は176日で、収入は前年と比較し8%減の6,663万円となっております。また、事業費といたしましては、前年比4%減の6,207万円となっており、上半期事業収支差額は456万円の利益となっております。

今後の経営見通しであります。さきの理事会での中間決算状況では、今期の当初予算のとおり、収入1億3,548万円、支出で1億3,448万円を見込み、経営努力の継続により、当期収支差額100万円の黒字決算を見込んでいるところであります。

次に、クラスター推進事業の概要であります。クラスター推進部は地域活性化に資する調査研究や、産業クラスター推進による企業・団体等の支援、新産業の創造を目指し、事業化に至るまで一貫した総合的な支援を行っております。町の運営費助成金を基本として、地域振興に関する調査研究のほか、地域製品の販売促進を継続して行っております。また、環境未来都市の具現化を推進するため、炭素本位制普及啓発、地域材活用住宅建設促進のための調査活動などを行っております。

以上が本年度の中間決算における状況であります。厳しい社会情勢の下、五味温泉事業につきましては、昨年と同様、経営努力によって黒字決算を見込める状況にあり、関係各位の御努力に敬意を表する次第であります。

また、クラスター推進事業は、本町の産業振興と地域活性化の推進に必要不可欠であり、更なる御努力をお願いするところであります。

議員各位、町民の皆様の御理解と御支援等を賜りますようお願い申し上げます。行政報告といたします。以上です。

○議長（木下一己君） 以上で行政報告を終わります。

---

○議長（木下一己君） 日程第5 一般質問を行います。

御手元に配付いたしました質問要旨の順に発言を許します。

質問番号1番、4番 奈須憲一郎 議員。

○4番（奈須憲一郎君） それでは、一問一答方式により一般質問を行います。

まず、ランドデザインについて質問いたします。

しもかわまちおこしセンターコモレビのオープンにより、ランドデザイン・ゾーニングの観点で動きがありました。そのことに対し、次の点について町長の見解をお伺いします。

一、コモレビを中心としたランドデザイン・ゾーニングについての町長のビジョンと、それを実現するための政策。

二、コモレビへの移転により空いた施設・空間をランドデザイン・ゾーニングの中でどのように位置付け、活用していくのか。町長のビジョン・視点。

三、町民一人一人が常に町全体を見渡す俯瞰的な視野、ランドデザインの観点を持つ意識付けと、既成概念にとらわれないまちづくりのアイデアを得るために、三年に一度、「夢のしもかわランドデザイン・コンテスト」を開催し、自由な発想で下川町の未来予想図を構想する機会を設けてはどうか。

以上、三点についてまずお伺いします。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 奈須憲一郎議員の質問「ランドデザイン」について、お答えしたいと思います。

総合的、長期的な計画といたしましては、まちづくりの指針・ビジョンとなる第5期総合計画を策定しており、具体的な内容につきましては、その事務事業ごとに個別計画を作成しているところであります。

具体的には、まちおこしセンターコモレビは旧駅前周辺活性化計画に、宿泊研修交流施設は地域商業再生計画に、それぞれ盛り込みまして、連携を図りながら整備を進めているところであります。

一点目の「コモレビを中心としたランドデザイン・ゾーニングについての町長のビジョンと、それを実現するための政策」であります。両計画を基本に、刻々と変化する経済社会に対応し、地域の将来を見据えながら、点から線へ、人の流れ、動線を創り出し、さらに線から面へ、地域全体に波及するよう経済社会の活性化を図ってまいり所存でございます。

具体的には、コモレビの入所団体のほか、コモレビに併設する団体や近接する組織、企業などによる産業間の連携、宿泊研修交流施設や商店街との連携により、産業振興に結び付け、経済社会の発展を目指してまいります。

二点目の「コモレビへの移転により空いた施設・空間をランドデザイン・ゾーニングの中でどのように位置付け、活用していくのか」であります。平成14年度に「都市計画マスタープラン」を策定し、その中で有効な土地利用の推進や、道路、公園、下水道などの公共公益施設の計画的な配置と整備など、市街地整備の方針を定めておりますが、14年が経過し、町の状況も大きく変化してきていることから、平成29年度に見直す予定をしております。

コモレビへの移転により空いた施設・空間につきましては、事業化、起業化、事業承継、あるいは企業誘致などを促進し、空き店舗や空き事務所、空き家、空き地などの活用を推進してまいります。

三点目の「町民一人一人が常に町全体を見渡す俯瞰的な視野、ランドデザインの観点を持つ意識付けと、既成概念に捕らわれないまちづくりのアイデアを得るために、三

年に一度、夢の下川グランドデザインコンテストを開催し、自由な発想で下川町の未来予想図を構想する機会を設けてはどうか」であります、「都市計画マスタープラン」の見直しに当たり、幅広く住民の皆さんから、斬新な意見、少数のアイデアをいただきながら、まちの将来像について話し合いを進めていきたいと考えております。

以上申し上げまして答弁といたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げ、答弁といたします。以上です。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） それでは、質問を続けたいと思います。

まず答弁いただきましたが、町長のビジョンとそれを実現するための政策について、いただいた答弁の内容ではですね、非常に曖昧と言いますか…抽象的な概念の答弁だけでしたので、もう少し具体的にですね、町民がその話を聞いて具体的にイメージできて、そんなビジョンの下でまちづくりが進むのであれば非常に夢が持てるな、希望が持てるなとかですね、それをじゃあ具体的にどうやってやるのかということに対して、もっと具体的に…そんな政策を打とうとしているのか、そういったことについてもう少し具体的にお答えください。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 大きな枠組みでのグランドデザインということだったものから、ちょっと概念的な答弁になったと思いますけども、現実にはまちおこしセンターについて、当初から産業拠点、そしてまた情報交流という、こういう機能を持った施設にしていこうという元々のプランがありましたので、それに基づいたそれぞれ詳細な議論が重ねられてきたところであります。それは都市計画の中や、あるいはまた町民会議の中、あるいはまた旧駅前の商店街の中でいろいろアイデアもいただきながら、全てを織り込むことはできませんけれども、今のキーワードの産業、交流、そして情報という中に少しずつ織り込むことができるのではないかと考えています。

例えば、今回、四つの団体に入居していただきまして、これから運用などについて協議会を設置しながらいろいろとアイデアを更に生み出していただくわけでありませけれども、一つには、あそこに今、展示あるいはまた販売できる施設ができましたので、ここに町内・町外の方々が下川の特産やあるいはまたいろいろな商品を見ることができ、そして購入することができるというこういう場がやっぱり一つ必要ではないかと思っています。

また、情報コーナーもWi-Fiを中心としていろいろとデジタルな社会の中で活用できる、そういうものも整備してございますし、さらに中庭等についても、一年を通して親子がそこで遊ぶことができる、そしてまたレクリエーションや物販などができるようなイベントのコーナーも設置できるのではないかと考えているところでございます。さらに、多くの方々が今下川町に来町していただいておりますので、視察の対応の場として、このロビーなどを使いながら、下川町の特異性のあるまちづくりをいろいろ表現し

ていければと思っております。

いずれにいたしましても、三つのキーワードを中心としながら、これから様々なアイデアを織り込んでいって、そしてあそこの活用を高めていきたいなということで考えております。ただ、その一方で、下川町の人口は今3,400人を切りました。町内の人達の交流の場だけではやはりにぎわいをつくるというのは非常にハードルの高いものがありますので、今申し上げました町外の方々の様々な交流を生み出すことによって、これからこのまちおこしセンターがいかされていくのではないかと期待するところでございます。以上です。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 町外の方々を巻き込んで下川町の活性化を行っていくということで、コモレビへの町外の入り込み客数、そういったことについて数値目標が立てられているのか。

そして、産業間連携の拠点ということで、産業間連携ということが進むとどういったことが生まれてくるのかという…想定ですね、何が生まれてくると想定してるのか。そのあたりを具体的にお聞かせください。

○議長（木下一己君） 環境未来都市推進課長。

○環境未来都市推進課長（三条幹男君） 一点目の、町外の入り込みの数値目標というところでございますが、今現在は町外の入り込みに関する数値目標というのは設定をしてございません。ただ、町内の各団体の方ともお話をさせていただいてますが、やはり町外から人を呼ぶためのイベント、そういうものは随時計画をしていきたいというふうを考えてございます。

それから二点目の、連携による産業振興でどういうものが生まれてくるかというところでございますが、今ある商品の販売促進や高付加価値化、さらには生産の拡大を図りながら、新しい商品やサービスの展開、開発なども含めて六次産業化や業務提携の可能性なども含めて進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） そういった産業活性化していくことによって、どの程度の経済波及効果があるのか。そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 環境未来都市推進課長。

○環境未来都市推進課長（三条幹男君） 経済の波及効果につきましても、これも具体的に計算をしておりますけども、ただ今後、下川町の基本的なデータを整備する中で、そういうところから波及効果も含めて導きだしていきたいというふうには考えてござい

ます。以上です。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 是非ですね、具体的なかたちで示しながら、それを軌道修正していくかたちで政策の実施に当たっての精度を高めていただきたいと思います。

それでまた、もう少し俯瞰的なグランドデザインの話に戻りますが、現在このコモレビ、そして今宿泊施設が建とうとしているエリアを中心とした様々なグランドデザイン・ゾーニングビジョンについては、町長の答弁にありましたとおり、旧駅前周辺活性化計画、そして地域商業再生計画というものがございます。特に旧駅前周辺活性化という言葉に象徴されますが、出てきた背景として、かつてのにぎわいという…後ろ向きで、そして曖昧なものが根拠になっております。まちづくりというのはですね、もちろん過去の歴史、経緯を踏まえた上で考える、それももちろん当然ではありますが、ビジョンを描いて未来に向かって…そこに向けてどういった政策を打っていくのか、それが基本であろうと思います。

さらに、今ここに暮らす私たち、そしてこれから暮らそうとする将来の次の世代にとっては、過去にぎわっていたかどうかということは問題ではなく、今の生活、そしてこれからの生活がどうなっていくのか、これが最大の焦点であります。そういった観点で現実的に考えますと、今鉄道網の先行きが不透明になり、私たちの生活を支える動線は国道を中心とする道路網になります。そういった点では私たちの生命線を握るのは国道を中心とした道路体系であると。そして現実を見ますと、この国道沿いの商店街の空気が目立ち、このような状況に対して、かつてにぎわっていたということで、かつて駅があった場所を中心に計画を練っていく、これが本当にあるべき姿なのか。今現在、確実な交通量があり、そしてこれからも私たちの生命線となる道路…国道を中心として、商業の活性化であるとか、私たちの暮らしの動線を考える、これが本筋ではないのか。私はそう考えますが、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 仰るとおりでございまして、平成14年に都市計画のマスタープランができてから、これ14年間この策定が見送られてきた。一つにはいろいろ背景があったことと思いますけれども、いずれにいたしましても、旧駅前については一つのゾーニングとして、ここをきっかけに次の展開が図られるようにというそれぞれの先輩たちの思いがあったことと思います。いずれにいたしましても、決してこの旧駅前だけを活性化しようということではなくてですね、最終的には全町、そしてまたまちづくりの考え方を全体に広げていくということが大事かと思っております。そういう意味では、これから国道沿いやあるいは道道沿い、ほかの沿線などいろんなところをしっかりと注視していく必要があるのではないかと考えておりますので御理解いただければと思っております。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） ただ今、国道も含めた中で検討していくということで…町長の答弁にもありましたが、都市計画マスタープランの見直しを新年度から取り組んでいくということで、そういった中で総合的なビジョンの中で見直ししていくということが進んでいく、そういったことでよろしいでしょうか。

それで、この国道を中心とした動線を考えたときに、人口の規模でいえば名寄ですとかそういったところの動線を考えたときに、やはり上名寄、そしてこの市街があって、そして一の橋へ抜けていく、こういった路線…道路網の動線を考える必要もあるかと思えます。そういったことも含めまして、今後検討していくに当たっては、旧駅前活性化計画、そしてこの地域商業再生計画というのは、それに基づいた公共施設の施設整備が行われることになりましたので、それは一旦役目を終えたという中で29年度の都市計画マスタープランを中心に改めて再構築していく、そういうことで進めていくということでもよろしいでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 仰るとおりであります。今社会の潮流が非常に速いスピードで進んでおりますので、そういう社会情勢もしっかり把握しながら、下川町のまちづくりに合った…そういうデザインを進めてまいりたいなと思っております。また、国道というのはやはり主要幹線道でありますので、下川町だけではなくて近隣の市町村とも連携をしながら、この国道のあり方…いわゆる商店街ばかりではなくてですね、通行がもっと利便性のあるようなものにしていける、そういうようなところも今後協議していきたいなと思っておりますので御理解をいただければと思っております。以上です。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） それでは新年度からの動き、それに向けた今年度中の動きについて注目したいと思います。

それで三点目にですね、アイデアですが、グランドデザインのコンテストを開催してはどうかということで、町長の答弁では都市計画マスタープランの見直しに当たっての意見収集として取り組んでいきたいということでした。

私の考えとしましては、本当に小さな幼児のお絵かき程度から始まるものから、小・中・高、大人も含めて幅広くいろんなビジョンを描いて集めていただきたいなど。そして、コンテストですのでその中から優秀なもの、具体性のあるものについては評価していく。それで例えば町長賞ですとか議長賞ですとか様々な産業団体賞ですとか、そういったかたちで面白いものはピックアップしていく。それに対してこれは非常に実現性が高いというものに対しては町長が裁量の中で予算を一定割り当てて、更にその精度を高めていってほしい。それはその提出した本人やグループだけではなく専門家を交えて検討する。そういったことへの展開を考えてはどうかと思っております。それについてはいかが

でしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 大変良いアイデアだと思います。今国も総合戦略の中で、若い人たちを中心にアイデアコンテストというのをブロックに分けて今実施しております。

そういう中では国のような大規模なものはできませんけれども、小規模なものというのはうちの町に合った中で企画していけるのではないかと考えています。そのへんも今後のいろいろなアイデアの中でそういう意見が深まってきましたら、どういう方法を取ったらいいかと、そういうのは意見としてしっかり受け止めてですね、実施できるのであればそういうことも研究してみたいなと考えています。

また、今年は10月に下川商業高校の学生さんたちといろいろ意見交換をさせていただきまして、その中でも下川町のまちづくりに期待することという質問をこちらからさせていただきましたが、いろいろなことを述べられておりました。そういうところにもたくさんのヒントがあるのではないかと感じております。昨年も下川中学校の子供たちといろいろ議論をさせていただいて、身近な問題を提起していただいて、それが今年実は実施できたというものもありましたので、そのへんを十分に踏まえてですね、今後そういう意見の聞ける場や、さらにコンテストなどの研究などもこれからいろいろと考えてみたいなと考えております。以上です。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 個別にはそういった意見を聞きながら実現しているものもあるということでお伺いしました。そういった良い事例も取り込みながら総合的に展開していただければと思います。

それで、そういった意見交換の中で吸収していくものがある。その一方で説明会という名で開催されている今の町民とのコミュニケーションの手法に対して、説明会という言葉ですとやはり行政としては内部決定した上で、こちらから一方的に説明する、それを住民は聞いて納得してもらおうというかたちに受け止められがちですし、なかなか言った意見もう固まっている段階では反映しにくい、そういったことに町民の失望感が高まっていると。これは議会も井戸ばた会議を通じて聞いているところです。なので、こういったことを踏まえて新年度からのグランドデザインを描く都市計画マスタープランの見直しなどについては、説明会ではなくてですね、町長が今高校生だとか子供たちとやっているような意見交換というかたちで対話していく、そういった姿勢が必要かと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） これは使い分けをしてまして、町民懇談会、そしてまた説明会という使い分けをされていてですね、一定程度議論がされてきて、そしてかたちが固まっ

てきた段階での説明会。懇談会というのは地域の課題とかですね、アイデアとか、そういうところを白地図状態から求めていくというところがありますので、全部を括って説明会とやっているわけではなくてですね、使い分けをしながら今後もやっていきたいなと思っております。特に留意していかなければならないのは、あまりにも過大な希望を町民の皆さんに持たせてしまって、現実には財源がなくてできなかったとか、こういうところを十分留意していかなければならないのと、あと用地問題とか家屋の補償問題とか出てきたときに、どうしてもそこで利害が出てまいりますので、十分にこのへんも注意しながら進めていきたいなと思っております。以上です。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） ただ今の町長答弁の後段については、もちろん配慮しなければならない問題だと思います。そして町民とのコミュニケーションの場を使い分けているということでしたが、町民の受け止め方は必ずしも行政側が意図しているようには受け取っていない場面もあったりですとか、これを説明会としてやってしまうのか、そういった場面も多々見受けられますので、今後更に注意しながら進めていっていただきたいと思います。

それでは、一点目のグランドデザインについては以上にしたいと思います。

続きまして、二点目の放課後の子供対策について、お伺いします。

まず、平成27年第2回定例会で質問した「放課後の子供の交通安全対策について」答弁のあった次の点について、町長に追跡質問を行います。

一、道路管理者や警察等との協議状況。

二、一日歩行者天国の検討状況。

三、子供たちの育つ環境（グランドデザイン）の検討状況。

そして次に、放課後の子供の過ごし方について、教育長の見解をお聞きします。

一、あるべき姿、ビジョンを描いているか。

二、実態を把握しているか。課題は何か。

三、放課後児童クラブを利用していない子供は、一旦帰宅してからだと特に冬季間、友人宅等への移動時間が夏季よりかかる上に、早い日暮れで門限が早まるため、遊びに行きたくても諦める傾向にないか。

四、放課後児童クラブを利用していない子供が、ランドセルを背負ったまま遊びにいけない場所として、例えばハピネスや公民館、安原公園を位置付けてはどうか。

以上についてお伺いします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 「放課後の子供対策について」の質問にお答えしたいと思います。

平成27年第2回定例会で御質問いただいた「放課後子供の交通安全対策」について、その後の検討状況であります。一点目の町民会館前の道道における減速対策「道路管

理者や警察等との協議状況」につきましては、徐行区間の設定や徐行に向けた道路へのペイント表示について、昨年から今年にかけて、道路管理者である北海道と名寄警察署下川駐在所により、現地確認を行い、横断歩道の設置や更なる減速対策について、協議を進めているところであります。

また、町民会館の改修以来、子供たちの送り迎え等による路上駐車が增加している状況にあり、警察の協力の下、路上駐車の取り締りや交差点の一時停止違反などの取り締まりを強化し、通学路の安全確保を推進しているところであります。

また、警察や関係団体等の協力の下、交通安全の体験的学習や交通安全教室を実施し、交通安全に対しての啓蒙を図っております。さらに、今年度、高齢者の皆さんによって設置されました「元気会」の御協力によりまして、下校時の見守りの対策を講じているところでございます。

二点目の「一日歩行者天国の検討状況」については、ここは道道であること、そしてまた産業生活道路のため実施は難しいものと考えております。

三点目の「子供たちの育つ環境（グランドデザイン）の検討状況」については、子育て教育ゾーンの構想につきましては、短期的には地理的条件等から困難な場合がございます、「都市計画マスタープラン」と整合性を図りながら、中長期的な展望で考えていきたいと思っております。

以上申し上げまして、私からの答弁は以上でございますが、ここで、その後にいただきました教育長への質問は教育長の方から答弁させていただきますので、よろしく願います。

○議長（木下一己君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） 続きまして、御質問にお答えさせていただきます。

「放課後の子供の過ごし方について」の一点目でございます。「あるべき姿、ビジョンを描いているのか」につきましては、平成27年度に策定した総合教育大綱の基本目標でございます「個性・可能性・魅力を伸ばす人づくり」、推進施策として「児童の放課後の居場所づくりや体験活動の充実により、子供の健やかな心身の成長を図り、未来を担う子どもたちの育成」を掲げております。

また、デジタルメディアの過剰な接触等にある生活習慣改善については、規則正しい生活リズムの定着が図られるよう取り組んでいるところでございます。

二点目の「実態把握と課題」について、これにつきましては、本年6月に教育委員会による児童生徒に対するアンケートを実施しており、また国では全国学力・学習状況調査が実施されております。結果として、高学年になるほど塾や少年団に参加している児童が多い状況にあります。課題としては、デジタルメディアに触れている時間が全国・全道平均よりも多い状況でございます。

三点目の「放課後児童クラブを利用していない子供が遊びに行くこと」と、四点目の「放課後児童クラブを利用していない子供の遊べる場所」については、関連がありますので併せてお答えをさせていただきます。

小学校では、放課後、児童クラブを利用していない児童は、所在不明を防ぐため、一

且帰宅し、保護者等に行き先を伝えてから外出するよう指導をしております。ランドセルを背負ったまま遊びにいける場所の確保につきましては、保護者の同意を得ること、見守りの人を放課後時間帯に配置することが課題であると認識しております。なお、三学期から、スクールバスの待ち時間に図書室の利用が認められるよう、検討を進めているところでございます。

いずれにしても、安心安全な放課後対策と次代を担う子供たちを地域全体で育てていくという、子供たちが健やかに成長できるよう一層推進してまいります。

以上申し上げますと答弁いたしますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4 番（奈須憲一郎君） それではまず、答弁のありました点についてですが、具体的なところの確認で、「元気会」の御協力により下校時の見守りの対策を講じているということですが、具体的にどういった対策になっているのかお聞かせください。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） 今年度、町民の高齢者の皆様の有志が集まりまして「元気会」というのが設置されております。具体的には学校、教育委員会等々と打ち合わせをしながら、9月29日から1か月間でありましてけれども…冬の間はちょっと厳しいということで、毎週木曜日、交差点に立ち、下校時の子供たちを見守りするという取組が行われております。以上です。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4 番（奈須憲一郎君） 町民の方による自主的な取組ということで、大変ありがたいことだと思います。ですが、私が指摘しておりました放課後の交通安全対策につきましては、交差点というのは学校前の道道の交差点でしょうか…はい。学校前の道道交差点につきましては、押しボタン式の信号機が既に設置されております。私が交通安全対策として求めていたのは、公民館、町民会館、役場前の道路です。そこの方がより危険性が高いという認識で私は考えておりました。そういった「元気会」の方からの御協力の申し出があったときに、そういった公民館前についての見守りということで協議が行われなかったのかお聞かせください。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） 先ほど申し上げましたとおり、交通安全の関係者の方々等含めて、一番どこが効果的であるかと、それと「元気会」の参加できる人数…ローテーションで見守っていただきますが、そういった人数等とも併せて、今年度については

小学校の前がいいのではないかと。来年度については更に場所を増やしたり、回数を増やしたりすることも含めて、今年の経過を踏まえて検討してまいりたいと思っております。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 大変ありがたい取組ですので、私はケチをつけているわけではなくてですね、より効果的な協力が得られるために、様々な情報提供として私が懸念していることも含めて協議していただければと思います。こういった取組が広がっていくことを切に願うものであります。

それとですね、協議を進めているということでしたが、その協議の進捗状況、新年度からなにか具体的な動きができそうなのか、いろいろなハードルが高い問題があってまだ進展しそうでないのか、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） 交通の規制と、子供たち、そして住民の皆さんの安全の確保というところのバランスだというふうに思っております。規制を強化するというところはなかなか交差点含め一旦停止の表示等々含め協議が長引いてくると…時間が掛かるといったところがあると思っております。そんな中で、横断歩道の設置については、増設するという意味合いで、公民館前が良いのか、安原公園のところが良いのかを含めてですね、下川駐在所そして名寄の交通課、そして道路管理者であります北海道旭川開発建設部の士別道路事務所の出張所…ここの協議、そして現場等々を確認してもらっておりますので、横断歩道であれば設置は可能であるというところでございまして、手続的にはこれから書類申請を行って、北海道に届出を出し、横断歩道の設置…場所等々の企画もありますけども、その設置の許可に基づいて警察の方に…とって設置をします。横断歩道については一つの路線に何箇所おいても規制はないというふうに確認しておりますので、一番早いのは横断歩道の設置でないかなというふうに感じております。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 協議が進められているということを確認しました。

それで、車のスピードを落とす対策について私が一般質問しました後で、現在は国道から入ってきて中学校とかに抜けていく道については一旦停止ですが、全面一旦停止にすれば、そこで一旦停止するのでスピードが落ちると。一番懸念している町民会館前、公民館前ではスピードが落とされるということで、そういったことが良いのではないかなというようなアイデアを受けました。そういった点についての協議はどうでしょうか。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） 実際にその交差点では、国道側から入ってくるところが町道で、町民会館の前の道路が道道ということで、道道が優先であるために町道側に一旦停止が設置されているという状況です。しかしながら、事故等々も…現実には交差点事故が起こっておりますので、是非とも4か所ですね増設してほしいというような協議を進めているところですが、やはりあまり道道と町道の…道に優先がありますので、そういったところに事例がないというところもありまして、協議はなかなか進まない状況でございます。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 協議していただいているということで心強く思います。前例がないということでしたが、前例にない取組をするのが我らが下川町ですので、その点については是非、道を切り開いていただきたいと思います。今後も引き続き協議を進めていただきたいと思います。

それで、一日歩行者天国の検討状況についての答弁ですが、産業生活道路のため実施は難しいとのことでした。それでは、うどん祭りでも年に一回イベントでやっております交通規制については、これは産業生活道路ではなくて違う位置付けなのでできるということでしょうか。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。  
税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） 一日歩行者天国でございますけれども、実際には道路管理の北海道に届出を出して、名寄警察署に道路占有の許可を取ると、占有して歩行者天国は可能だというふうには…規則的には可能だというふうに感じております。ただですね、この一日歩行者天国自体が奈須議員の御質問…一年前にあってから、是非必要だというところがですね、各種交通関係者等々との意見交換だとかいろんなところとの意見交換の中で、それほど優先的に…あそこを歩行者天国にして交通安全の啓蒙に努めるといったところがまだ醸成されていないんでないかなというふうに感じております。

町民会館に児童室が設置されてから、送り迎えのお母さん方、お父さん方の車が駐車するという機会が非常に多くなっているのは事実です。町長の答弁にもありましたけれども、そのところを車の間から子供たちが飛び出さないように、警察そして各種交通安全の団体の方々に御協力をいただいてですね、危険行為がないかどうかというところの啓発、こういったところがやはり優先されるべきでないかなということで、そこを重点に取組を進めております。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） ただ今の答弁…回答であれば一応納得して聞き置けるんですが、最初に町長から答弁があった生活道路のため実施が難しいという答弁は理由になっ

ていないと思いますので、明快に…今根拠が本当はおありだったと思いますので、それを答弁していただきたいと思います。

それで、児童室の送り迎えの車の状況…私も自分で送り迎えしていた時期に、ちょっと危険だなと思った時期もありました。それで警察等による規制というのは、もちろん道路交通法がある上で必要なんですが、利用している人達にとって、あそこに設置されたということを考えますと、駐車場の確保ですとか動線についての工夫は設置側が工夫すべき点かと思います。そういった駐車場の点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） 是非とも用地等々確保しながら、安全な措置が取られることが望ましいというふうに考えておりますので、周辺の空き地等々も含めながら駐車場の検討をしていくべきではないかなというふうに思います。公民館前とは違って、やはり町民会館の前は一旦車が頭から入るとバックで出てこなくてはいけないという…回転できないようなスペースでありますので、危険が生じないような措置として用地の確保等々も今後必要ではないかということで検討してまいりたいと思います。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 分かりました。交通安全対策につきましては、今年大きな事件として、高齢者による事故のこともありましたので、気を緩めることなくというか、むしろこれからがいよいよ本当に危ない状況かと思っておりますので、注意して取り組んでいただきたいと思っております。

交通安全の話から離れまして、大きなランドデザインの話です。

今回の答弁では、短期的には困難な場合があるということで、それはもちろん子供たちのことを考えたときの配置については、大掛かりな装置も必要だったりしますので、都市計画マスタープランの中でということで理解するところであります。

それで、子供たちのこれからの環境、いろんな動きを考えますと、国では小中一貫…この地方自治体で先進的に進めている流れを受けて小中一貫、それで法的整備としては義務教育学校というものを位置付けるということで、今年法整備があったところです。

下川町につきましても、児童生徒の減少だとか様々な観点から小中一貫というものを中長期的に検討する時期かなと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） 私の方からお答えさせていただきたいと思っております。

今回お話をいただきました義務教育学校の設置につきましては、特に目指しているのは9か年での義務教育課程、その一貫した教育の成果を挙げるということが基本的な目標でございます。現実、小中連携ですとか、小中一貫教育というのが既に行われている地域も多数出てきている状況にあります。

本町におきましては、御案内のとおり下川小学校、下川中学校それぞれが別々に設置をされていると。距離的にはそう大きな隔たりのある距離ではないのかなというふうに思いますけれども、ただそれにしても小学校、中学校の指導方法ですとか、あるいは部活動のあり方ですとか、小学校と中学校ではやはりいろいろな違いがありまして、下川町ではあまりないですけれど中一ショックといった中学校に上がった段階で学びの環境が大きく変わる、例えば具体的には小学校のときには単元別のテストだったものが中学校に行くときと中間とか学期末という学期に分けたものになって、その成績が順位となって出たりですとか、またその先の進路に結び付いていくというような変化、あるいは部活動については、少年団活動のときにはお兄ちゃん、お姉ちゃんやっていたものが、中学校に行くとき先輩、後輩というような関係になったりですとか、そういったことに対しての中一ショックなんていうのもうたわれております。

そこで、本町の現状としての取組につきましては、幼・小・中・高ですね…一校ずつしかございませんので、それぞれの先生たちの交流の研修の場を設けたりですとか、あるいはふるさと学習的な活動として、例えば地場産業であるうどんを通じて中学校と高校と小学校が連携したりですとか、またそれ以外のところも連携したりというような方法を講じているところでもあります。そういったことがやはりふるさとに対する理解を深め、またそういった地域のことをよく知ってもらうためにも効果がありますし、その中一ショックなどを防止するという意味でも有効な手立てではないかなと思います。

また、次年度に向けては、コミュニティスクール…これは法的に今国の方も推進している事業でありますけれども、そういったものも活用しながら小中連携、また開かれた学校づくりから地域の中にある学校と…よりもっと地域と双方向で関係性のある学校づくり、こういったものを進めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） いたずらに小中一貫に向かえというわけではありませぬので、もちろん慎重な議論が必要なことだとは思っております。いろいろ考えますとメリットの面がいろいろあるなと思っております。例えば、小中一貫で下川小学校が今の下川中学校の方にですね一緒に同じ校舎で学ぶということになりますと、幼児センターそして小中一貫の場所がそこに一体的になると。そこには向かいにスポーツセンター、スポーツ施設もありますし、そして今これからの活用が模索されています総合グラウンドがあります。そうなりますと幼・小・中が一体となっていく中で、総合グラウンドの位置付けが見えてくると。例えば、総合グラウンドに幼・小・中の子供たちが放課後利用したりするような場所として位置付ける。そこに幼児も高齢者も含めた…対象とした複合施設というようなものも各地で取り組まれております。それが幼児にとっては親とは違う…高齢者と触れ合う中で良い面があったり、そして高齢者にとっても今は核家族化の中で普段は接することのない小さな子供たちと接することでいろんな良い面があると、お互いにとって良い関係があるというようなことで、そういったビジョンを描きながら進めることもできるかと思っております。そういったビジョンなしですと、総合グラウンドに

何か良い補助金があった、そして脈絡のない公共施設がボンと建った、もう動かせない、後になって小中一貫になった、だけど総合グラウンドにもう建っているので上手く活用ができないということになりかねません。なので、やはり中長期的なビジョンを掲げながらやっていく必要があると思っております。

そういった幼児から小・中まで一貫した中で、そして高齢者との触れ合いができるようなそういった大きなビジョンについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（木下一己君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） 今お話をいただきました、昨年第2回定例会のときの一般質問の中で町長が答弁させていただいておりますが、そういったいわゆる教育ですとか、子育てのゾーン形成、検討に値するというふうに思っております。具体的には音威子府村あたりでは小中一貫した建物の中で学びが行われていたりという取組もございます。

今回、次年度に向けて都市計画のマスタープランを作成するに当たって、そういったゾーン形成の中、答弁がありましたように短期的にはなかなか現状すぐに移行というのは難しいですけれども、中長期的な展望に立った中でそういうゾーン形成、こういったものを示していくということは重要ではないかなというふうに考えてはおります。

あとご高齢の方などとの交流というのも、やはり意図的なそういった機会を今後コミュニティスクールの中、もし実現するとすればそういった中でも十分検討していける課題ではないかなと。地域と学校がそのウィンウィンの関係の中で、地域の中にある学校、双方向で活動し合っていくと、そういったことを目指しているところでございます。以上でございます。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） なかなか短期的な話ですと、いろんな用地問題絡んで議論し難いという中で、ちょうどこの都市計画マスタープランの見直しの中で夢のある議論ができそうだという印象を受けましたので、今後に期待したいと思っております。

それで、後段の放課後の子供の過ごし方について、今の討論の中でいろいろ出てきた部分もありますが、やはり冬季の子供たちの時間の過ごし方が非常に難しい面があるなと。かつては子供がたくさんいて、子供の密度も高くて、放課後の子供の安全ということについて事件性ということについてもちょっと今とは違う状況だったと思いますが、今の子供たちを取り巻く環境を冷静に見つめると、子供をほったらかしにしておいては子供同士で遊びにくい、やはり何かの仕掛けが必要な状況になってきていると思います。

そういったことを考えますと、答弁の中でありました大人の見守りをきちんとしていく必要があると。都市部ですと公園にプレーパークというかたちの設定の中で、保護者等がお金を出し合ったり、そういった活動が認められて行政も参画する中で大人の見守り役がいて、そして指導というかたちではなくて子供たちが基本的には自分の責任で自由に遊ぶと。何か困ったことだとか、ちょっと手伝ってほしいことだとか、そして最低限の安全の見守り役としてそういったプレーパークには大人が配置されている。これは

給料というかたちでちゃんと担保されている。そういった取組がございます。下川町については、子供の人数の少なさから、保護者がお金を出し合って一人の大人を配置するというのは難しい中で、行政との連携の中で放課後の子供の見守り、それはコミュニティスクールも絡んでくるかもしれませんが、やはり放課後の子供たちをきちんと見守っていくという責任ある立場の大人の配置が必要かと考えます。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） お答えいたします。奈須議員さんも御承知のことかと思えますけれども、下川町におきましては登録制の児童クラブ…これは学校帰りにランドセルを背負ってきて、そこに居て、流れとしては宿題があれば宿題をやっていただいたあと自由に遊んでいただいて、そして夕方保護者が迎えに来るといような形態のもの。

それから児童室については登録しなくても自由に来てもらって構いませんという児童室。これが一体となって運営している居場所があります。そのほか教育大綱の中でも示した、その目標に沿って体験的なことができるということでキッズスクールがあったり、あるいはそれ以外にも…これは夏休み、冬休み期間中ですけれども朝活の活動ですね…こういったものを指導したり、これもデジタルメディアの過剰接触から少しでも遠ざけようというような生活習慣づくりの一環でもありますけれども、そういったものを行ったりと。さらに学習については、ウィークエンドスクールということでそういった機会の設定をしております。直ちにそれ以外の場所に誰か見守りの人を据えて、そして保護者が例えば同意をした場合についてはここで遊んでいいよということについては、やはり保護者の皆さんとの合意形成…こういったものが前提になろうかなというふうに考えております。

学校としてはあくまでも下校は基本的には自宅に真っ直ぐ帰りなさい、寄り道をしないで帰ってください、そして保護者なり家の方に所在を明らかにしてから出掛けなさいというのが学校の基本的なスタンスであります。

あと付け加えますと、スクールバスを利用している子供さんいますので、公民館前でよく遊んでいる姿が見受けられますが、ややもするとちょっと危険な状況もあり得るかなということで、小学校の方とも協議をいたしまして、スクールバスの待ち時間については図書室の利用もですね…三学期から認める方向でより安全確保に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 残り時間あと何分ぐらいでしょうか…4分…はい分かりました。

答弁ありましたが、実態としてですね、放課後児童クラブがあるとはいえ、三年生そして四年生になってくると児童室の利用、児童クラブの利用はしないと。一旦帰宅して保護者に行き先を伝えてからというのが建前になっておりますが、実態としては保護者がいない中で一人で家に帰って鍵を開けて過ごすということが実態であります。全部が

そうではないかもしれませんが、そういったことがほかの保護者からも聞いているところです。そういった中で、家に帰って行き先を伝えてからというのは形骸化したルールです。ですので、ランドセルを背負ったまま保護者のいない家に帰ろうが、それが別な…ここだったら遊んでいいよという場所になろうがそれは何ら変わりがないと。むしろ家で一人である中で何をしているか分からないという、ブラックボックス化した孤独な子供たちが何をしているかというところの方がより危険性が高いのではないかと。それであれば背負ったまま遊べる場所があって、そこで友達と過ごしている、その方がよほど親としては安心だし、子供たちの発達にとって健全だと私は思います。その点についていかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） 確かに自宅に帰っても親御さんがおられないという世帯もあろうかと思えます。そのへん多種多様な現状があるのではないかなと…定型的なものではなくてですね、そのへんについては本年度もアンケート調査を実施しているところですけれども、そういった放課後の活動状況、こういったものをもう少し把握をさせていただいてから、御提案をいただいたその遊びの場づくり…これについては検討させていただきたいと考えております。今拙速に判断して申し上げるにはちょっと至りません。以上でございます。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 拙速な取組を求めているところではありませんので、いろんな対話を重ねていただきたいと思えます。

最後になりますが、新町長になりましてもうすぐ2年が経とうとしている中で、当初はやはり前の町長の流れの中で実施しなければならない部分もあって、新しい町長色が出し難い部分もあったかと思えます。しかしですね、今日の答弁のように未来を大きく描く中で、そこに向かって進んでいく施策を打つときに、新しい町長の施策の特徴が出てくると。

今回、新年度以降取り組む都市計画マスタープランの話が出てきました。これに対して夢のあるビジョンをですね、町民とともに語って、新しい下川に向かうそういった施策を是非展開していただきたいと思えます。

最後に町長から何かありましたらお願いします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 私の公約の中で、幸せ日本一のまちをつくるということがありますが、いわゆる幸せとは何かということがそれぞれ多様な考え方があろうかと思えますけれども、町としてもやはり一定程度のそういう方向性をつくりながらですね、そして子供から高齢者まで、やはり下川に住んでよかったと、幸せな生活を送っているという

…このようなビジョンづくりをですね、しっかりとこれから進めていきたいなと思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（木下一己君） これでは奈須議員の質問を閉じます。

次に、質問番号2番、3番 齊藤好信 議員。

○3番（齊藤好信君） それでは質問をさせていただきます。

まず、移住、転入、定住に関する施策についてということで、道内の自治体の取組で特に子育て支援に力を入れることにより、近隣より移住者が増加しているとの事例があります。移住、転入の増加を図ることで交付税のカウントや地域の消費に大きな影響があると思います。

さきの定例会で町長は競い合いとなっていると言われたが、こここそ大事で、競い合って移住者を確保することも私は必要であると考えています。

そこで何点かにわたって質問したいと思います。

一つ、保育料の無料化も含めて、子育て支援の充実を更に進める考えはないかを伺いたしたいと思います。

二番目に、高齢者が転出しない施策として、施設の充実も必要になると考えますが、そういった施設整備についての考え方を伺います。

三番目、在宅介護者が同居する家族の支援を図るために、移送サービスの充実を私は3月の定例会で質問しましたが、その進捗状況をお聞きします。

四番目、将来の下川町の人口ビジョンの構想を考えると、移住、転入の受け皿で住宅の提供があります。町営そして公営住宅での対応ができない状況もある中で、空き家の利活用が今後の課題となるのではないかと。そこで空き家バンク施策の進捗状況と今後のまちづくりのランドデザインをどのように描いているか、その取組も併せて町長に伺います。以上です。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 齊藤議員の「移住、転入、定住に関する施策」についての御質問にお答えしたいと思います。

御案内のとおり、政府が掲げる地方創生の流れにおきまして、地方自治体における移住定住促進の競争が始まっており、本町におきましても既に各分野において取組を進めているところであります。

一点目の「保育料の無料化も含めた子育て支援の充実」についてであります。幼保一元化による保育環境の充実を図るとともに、様々な子育て支援を実施しているところでございます。保育事業につきましては、保育料を国の基準から6割軽減を図るとともに、「乳児すこやかに育て応援事業」など子育て世代に対する町独自の経済的支援を実施しております。今後も既存の事業を継続しながら、国の動向等も踏まえ、必要な子育て支援策を検討してまいりたいと思います。

二点目の「高齢者が転出しない施策としての施設整備」についてであります。高齢者向け快適居住空間検討調査として、町内の高齢者向け施設の経営状況や利用状況等を調査し、道内外の先進事例を踏まえながら、新たな施設・サービスの必要性について検討しているところでございます。本町で高齢者が快適に暮らし続けられるよう、高齢者人口の推計や既存施設の収支等を勘案し、スクラップアンドビルドの視点から、既存施設の効率的な活用や収支改善を図りながら、社会基盤として必要な施設・サービスの充実について引き続き検討を進めてまいりたいと思っております。

三点目の「移送サービスの充実に係る進捗状況」についてであります。本町では、「下川町介護予防生活支援事業」の「外出支援サービス事業」におきまして、「高齢者等で家族等による送迎が困難で、自力で一般の交通機関を利用することが困難な方」を対象として、自宅から町内外の医療機関まで送迎しているところであります。現在、外出支援サービスによる高齢者等の支援に加え、家族等の負担軽減のため、必要に応じて介護ヘルパーによる介助を伴った送迎も実施しております。

本年第1回定例会で質問のございました「移送車両への家族の同乗」については、利用者からの相談や関係者との情報交換など、希望の把握に努め、関係団体との協議や審議会で御意見をいただきながら、現行の外出支援サービスの拡充ではなく、新たなサービス事業の構築を考えているところであります。今後は更に利用対象者の把握と要望の聞き取りを進め、関係者と十分協議を重ねながら検討してまいりたいと思っております。

四点目の「移住・定住等の促進に向けた空き家活用」についてであります。人口の減少、高齢者世帯の増加、核家族化の進展などを起因とし、全国的に空き家が増加しており、国の調べでは820万戸を超え、8戸に1戸が空き家であり、日本全体の社会問題とされる中、国は総合的な空き家対策を講じることを目的とし、昨年5月に関係法令を含め施行されたところであります。

本町ではこれまで、空き家対策として、「空き家バンクの創設」、「空き家等活用促進協議会」を設置し、対策を講じているところでありますが、今年度、下川町ふるさと開発振興公社クラスター推進部が、国の「先導的空き家対策モデル」の採択を受け、都市計画・司法・金融等の専門家、町内事業関係者及び行政担当者を交えた検討委員会を設置し、次の三点について検討してまいりたいと思っております。

一つには、地区別ヒアリングを含めた空き家実態調査。

二つ目には、空き家再生・流通促進調査。

三つ目には、空き家改修シミュレーションなど、これら空き家対策について検討を進めているところでございます。

このような経過を踏まえ、今後の空き家対策といたしましては、一つには、空き家の流通・活用による地域活性化。二つ目には、劣化した空き家の処理による地域住民の安全と安心の確保、これらの二点を柱に対策を講じたいと考えてございます。具体的な施策としては、環境未来都市推進課・建設水道課・税務住民課による横断的なプロジェクトを構成し、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」第6条に基づく「空き家等対策計画」について、今年度から作業を進め、平成29年度の早い段階で計画を策定するよう担当に指示したところであります。

また、移住者、起業家の呼び込みなどを促進するため、今年度、下川町産業活性化支援機構にタウンプロモーション推進部を設置したところでありますが、住宅や事務所の確保が大きな課題であり、空き家の利活用と流通を促進させ、移住者、起業家の呼び込みをより確実なものにしていく必要があると考えております。

そこで、これまで課題となっておりました流通の相談窓口、空き家バンクの管理や交渉、住民の迷惑となる空き家の対処、不動産の仲介業務を可能とする「総合的なコーディネート体制の構築」を進めるべきと考え、平成29年度当初予算に計上する予定をしております。

これらを含めまして、今後も本町の地方創生に向け、子供から高齢者まであらゆる世代の移住・定住を図るための効果的な施策を検討実施してまいりたいと思っております。

以上申し上げまして、答弁といたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） まずですね、この移住、定住…転入も含めてですけども、これは下川町の計画の中にある、これは全国自治体も同じですが、人口ビジョン…2030年または2040年になったときにどのような人口体系で持っていくのか。例えば2030年までこの3,000人規模の人口を維持しようと、そしてそのために未来を見据えた施策を打ち続けていくというようなことを示されております。

今、町長の答弁の中に、地方自治体における競争…これは当然起こってくると思えます。前回質問したとおり日本全国が少子高齢化の中で人口が減っていく中で、やはりこれは当然競争が始まる。競争が良い悪いではなくて、下川町でこういう取組をしているというものを、各市町村もそうですが我が町でこのような取組をしている、そういうことを見せることによって、例えば子育て世帯、それからある町によっては一回リタイアした方が新たな移住先を求めて増えているという町もございます。そういう意味で選肢肢を増やしてあげるといことで、これは別に競争するから右ならえで行っていかばいいというものではなくて、やはり下川町独自でできることを打っていくことが大事だと僕は思うんですね。

それでここで申しました保育料の件ですが、これは下川は国の基準からしたら1割多く助成を行っている。通常ならば第二子が半額で第三子が無料という中で、下川町が行っていることは知っておりますが、ここで思い切って無料化にできないか。なぜかという、いろんな子育ての施策の中もそうですが、下川町のような3,000人台とか4,000人…そういう小さな町だからできる施策というものがあると思うんですね。これは決して無理難題な施策じゃなくて、やろうと思ったらこれはできることだと思うんですね。

まず子育て世代の方を呼び込むというものですが、例えば今名寄から下川に通っている方、それから下川から名寄方面に通勤されている方がおります。この名寄から通っている方の中で子育て世代の方も…把握しているかどうか分かりませんがいらっしゃると思います。そういう方も名寄の町より下川の方が子育てするには環境はもちろんこと、そういう経済的負担の軽減が図れるならばということが一つのものになって、そこで生活しよ

うという気も起きるんじゃないかというふうに僕は思うんですね。僕も名寄の若い子育て世代の何人かの方に聞きましたが、確かに名寄から比べたら下川は…この点を含めて福祉に対して…名寄から比べたら確かに良いと、そういう評判もあります。

今言った保育料の無料化と含めて、もう一つこれはできないかと思うんですが、一つは、小学校、中学校の学用品というものがありますけども、どのぐらいかかるのかというのがあります。例えば小学校一年ですと、やはり小学校一年に入るときにいろんな準備をしなくてはならない、それから揃えなくてはならないような学用品があるので、若干多くなります。それから二年、三年、四年、五年というふうになると平均化して23,000円ぐらい。そして六年になると修学旅行というものがあるので若干高くなりますよね。

中学校もまた同じく一年生、そして三年生は若干かかります。これはトータルでいうと小学校六年間で約500万円ぐらい、それから中学校でも約500万円弱、これをいっぺんにということはなかなか難しいでしょうけども、小学校の一年生の入学時における親の負担の軽減のために準備金…下川商業高校ではやられています、一部の助成またはどのぐらいかかるかは人によって違いますけども、このへんの助成も含めてそういうお考えがあるかないか伺います。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 私の方から学用品じゃなく保育所の保育料金の無料化についてちょっと答弁させていただきたいと思えます。

現在、幼児センターにおいては75名のお子さんをお預かりしているところでございます。幼児センターの現在の経費といたしましては、平成28年度においては3,000万円ほど、そして幼児センターの8名の職員については1,000万円から2,000万円の間で推移しているのかなと思っております。大体総計で4,500万円から5,000万円の間で運営しているところでございます。

保育所料金につきましては、その75名のお父さん、お母さんの方から保育所料金として収入を1,000万円ほどみているところでございます。そして合わせて地方交付税については平均ですけども大体2,000万円ほど入っていると思われるところでございます。

差し引き3,000万円になるのかなと思っております。

その2,000万円についてやはり町が持ち出している…約2,000万円ほどの町の持ち出しということでございます。これにつきましては移住、定住の観点ということもあります。町の財政等も踏まえた中で今後検討していかなければならないかなと思っております。担当課としては応分の…先ほど申しましたように国の基準の額に対しまして6割の軽減をしております。その中にはバイオマスボイラーの軽減策…そういうものも含んで、ほかの町村よりはかなり下川町としては4割負担で済んでいるということから、そういう意味ではかなり軽減された保育料ではないかと思っております。今のところ保育料無料化については担当課としては考えていないところでございます。移住、定住の観点からは、相対的な町の考え方としてどう考えるのかはこれからの課題だと思っております。以上でございます。

○議長（木下一己君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） 下川町の子育ての関係で、保健福祉と教育の方と併せもってパンフレットを作っておりますので、その一部を御案内させていただきたいというふうに思います。

まず、0歳から中学校卒業までの医療無料化、それから妊婦検診の無料化、それから2歳未満の子供一人につき月額3,000円支給…これは年三回に分けて商品券で支給をしております。例えば、放課後児童クラブ、子ども教室の無料実施、こういったものも本町独特のものではないかなというふうに考えております。

それから高校の方は先ほどお話があったとおりでございまして、独自の色を出させていただいているところでございます。

それからウイークエンドスクールなんていうのも本町に移住、定住を進める中では特色的なものではないかなというふうに考えているところでございます。

また、少年団活動につきましても、町としての少年教育の一環として費用負担の軽減を図っているというようなことが挙げられるのかなというふうに思っております。

それらを一括に見せれるようなものが大事ではないかなというふうに考えておりまして、保健福祉と教育と連動したものを作成した次第でございまして、以上です。

○議長（木下一己君） 3番 齊藤議員。

○3番（齊藤好信君） 担当課の話したことは分かっております。私はそういうものを知った上で、新たに下川独自の施策を打ち出すことができないかということをお聞きしているわけで、下川の町の先ほど言った人口の規模を維持して…確かに将来にわたって人口が増えるということは私は考えていないわけで、どれだけなだらかな線で下がるようにしていくのかということが僕は大事だと思うんですね。そういうものを含めて、先ほど同僚議員からお話がありましたとおり、町長やられて2年になるわけですが、この2年間で継続的な前町長のものも多くあって、いよいよこれから後半に向かって新しい町長の色を出していくという、新たな取組をしていくという大事な一つの起点だと思うんですね。

そういうのを含めてやっぱり目に見えた大きな取組を示すことが、先ほどいった他所から来る方の選択肢の中に大きな部分を占めるんじゃないかというふうに思うわけです。

その点も踏まえて今後、町長が言われる検討ですね…是非していただきたいというふうに思います。

それでは次に高齢者…これは担当課も把握していると思いますが、下川の施設だけではどうしても十分ではなくて、高齢化に伴い一人暮らしができなくて他の市町村の…この場所にある施設に移られる方も多く出ております。こういう方をどうやって…本人は…好き嫌いというのは第三者の僕が言うわけにはいきませんが、できれば住み慣れた下川の町で住みたいというのが本音でないかと思うんですね。ただ、遠く離れた子供にとっては、目が届かない、見守ることができないという部分もありますし、またこの施設も「ぬくもり」のような共生型の住まいの構想もありますが、もう一つは生活…所得

も含めて余裕のある方が入居できる、そういう有料型のサービス施設というものも、一つはこれから考える必要があるんじゃないかと思うんですね。これは民間になると思いますが、そういう民間の施設を誘致するというのも、これは念頭に置いて考えていく必要があるんじゃないかと思うんですが、なるべくこの…先ほど言ったお年寄りの方が他に出ないような施策…これも先ほど言った下川の人口ビジョンを考えるときには必要になってくると僕は思うんですが、この点どうでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 仰るとおりでございまして、できるだけ下川に定住していただくというのが基本ではないかなと思っています。今、担当の方でもいろいろと先進視察を繰り返しながら、いろいろと研究を重ねているところでございます。また、基本となる財源や、あるいはまた今大変全国的に問題になっているのは、担い手が非常に足りない…この福祉関係者ですね、そういうところで新しい施設というところに果たして満床の人達を入れたときに、その担い手が対応できるかどうかというこういうところも相当危惧されていくみたいでございまして、十分そのへんも考慮しながら今後も研究してまいりたいなと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（木下一己君） 3番 齊藤議員。

○3番（齊藤好信君） これは下川にいる高齢者の中で、持ち家に住んでいる方で家の管理ができないと、こういう方も徐々にこれから増えてきます。当然過去においては子供さんがいて、家族の数も多い中で大きな家を持って、子供さんが出られて今は夫婦二人住まい、または独居になってしまう方もいらっしゃいます。そういう中で、やはり自分の家の中では生活は何とか成り立っても、周りの環境整備ができないという方が必ずこれから増えてくると思えます。

そういうのを含めて今の民間施設の件で町長の答弁は…確かに担い手というのはあります。これはどこもそうです。ただし、これは僕が考えるに、後から追っていくんではもっとも担い手不足というのは出てくると思うんですね。

それも含めて下川のそれこそ未来を考えて、これが下川の町を将来にわたって維持していくために必要かどうかを十分考慮しながら考えを進めていただきたいと思えます。

次に移送サービスですが、これは今年の3月の定例会で私は質問しました。

そしてこの中で言ったのは、町長の公約の中の61番の「在宅介護者が同居する家族の支援を図り、負担の軽減を図る」という…これ町長の公約ですよ、いいですかこれは。

そして町長の答弁の中で、必要性が高い状況もあると認識している。関係者と十分協議しながら…というふうにやっています。また、担当課においても早急に協議するという答弁をされているわけですね。やはりここでの言葉というのは責任を持ってやっていただきたいと思うんですね。ある意味9か月が過ぎた中で、この進捗状況が協議するがどこまで進んでいるのかはまだ先ほどの答弁でははっきりしていませんけれども、私も今回何人かの家族と直接会って、お話を聞いてまいりました。前回は申しとおりの、何年も

前から要望されている…中には要望されていた当人が亡くなった方もいらっしゃいますし、また中には御夫婦で行って、そして受診をするとき…町内でなくて名寄市ですけども…わざわざ5時間も6時間もかけて息子さんが2か月に一回来られて、そしてそのために移送するというそういうことをされている方もいらっしゃいます。そういう面も含めて、そういう方がいるということをもっとよく知っていただきたいと思うんですね。これは頭で政策がどうのこうのと考えるより、生活の生の声を基にして施策を考えるということが僕は大事だと思うんですね。

ここだけの答弁をいただきたいと思います。お願いします。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 先ほどの答弁のとおり、現在、外出支援サービスの拡充で…既存の制度なんですけども、外出支援サービスの拡充で対応できないか、課としてはそれを念頭に内部協議をしましてまいりました。併せて各関係団体と協議も進めてまいりましたが、やはり新たなサービス事業を構築していくべきではないかということで、そういう検討に入り始めたところでございます。大変申し訳なく…スピーディー感がなくて申し訳ないんですけども、今後においては外出支援サービスを担っている団体、業者の調整と、各福祉団体そして審議会等からの意見、情報交換も含めて、さらに助成対象者の把握と助成対象者からの聞き取り調査、移送サービスのほかに付随するような要望があるかどうかも含めまして、サービスの構築…事業の構築の検討に入らせていただきたいと思っています。また、財源も単独事業となるため、その財源調整も含めて検討させていただきたいということでございます。以上でございます。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） 今答弁ありました、新たなサービス事業の構築を考えていると。

これはなぜ急いでほしいのかということですね、やはり利用者は高齢者なわけなんです。受診をされるということは当然身体が弱っているわけですから、その中で本当に家族が工夫してやっているわけです。前回も申したとおり、医者の方は生活の場の中の行動とか…受診者のですよ、それを聞くということが医者の対応の中では非常に大事なところなんです。それとこれは伝わらないのかもしれませんが、ヘルパーさんが同乗している…これは分かっております。ただ3時間も4時間もいる中で身体が弱っている方が…もちろんヘルパーさんといえども生活の状況を知っている方が全てじゃなくて、それは移送のときにだけ同乗されるだけで、家族の状況というのはやっぱり家族が一番よく分かっている。そこを踏まえて一つ一つの動作を…それを医者が聞いて、いろんな処置をしていくという、ここが非常に大事なんですね。それとこの3時間、4時間の中で1か月に1回、2か月に1回だから大丈夫だというのはこれは僕たち健康な人の言うこと。そういう弱者の人というのは大変な精神的不安を抱えるし、それから体調的にも非常に大変な思いをされているんですね。

そういう意味でやっぱり家族の同乗というのが私は必要だと思いますので、今担当課

からあったとおりですね、それこそスピーディーなことをきちっと考えて進めていただきたいと思います。

次に、空き家対策ということで、先ほど同僚議員からグランドデザインということもありましたので、そのへんは重複しますので、まずですね、現在、クラスターの中の…現在70件ぐらいの空き家があって、その中で利活用できる家というのは大体20弱ぐらいというふうに聞いておりますが、これをどうして早く進めれないのかと思うのは、今年に入ってもやはり名寄から下川に通っている方で、下川に住宅があるのなら下川に越してきたという家族持ち…二人、四人という方がいらっしゃる。ただ、先ほど述べたとおり、公住、町営住宅では対応できないこともあるし、またちょっと言えばそういう方が希望されたときに、それこそある意味優先的に住まることが…例えば公営住宅ですよ…そういうことができないのかどうかということですね。

それとこの空き家を利活用する面で、そういうことを…前回の質問では担当課長は、まずアンケートを取って、そこから方向性それから方策を考えていきたいと、こういうような1年前の話ですが話がありました。僕から言うとそんなに進んでいないなというふうに思うんですが、そこは置いておいて、中には荷物…生活家具用品を置いたままにして子供さんのところに行かれて、そして戻ってこれられない、空き家のままになっている、ただ中には荷物があると、そういうところも何軒かあると思うんですが、そのへんはどうですか…把握していますか。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君） 現在、空き家についてでございますが、産業クラスターの方で進めているものと我々建設水道課で確認しているものがございまして、私も冬の間、玄関先が雪で埋まっているというようなところを冬期間毎年調査をしております。平成28年の2月に調査した結果では、空き家50戸、また施設入居というのが11戸あるということで、総体で61戸の空き家を確認しております。以前、この方たちにアンケートを独自で調査させていただきまして、何回か調査したんですけども、その中で今後の利用的なもの…そういうことをアンケートした結果ですね、相当全体的に古いということと、将来的には壊したいという希望、それから今のままで使いたいと…様々なご利用形態があったというふうに認識しております。現在、関連各課、それからクラスターを交えて、新しい方策としてその方たちの住宅で使える住宅、これはある程度の状況でないと、そこにお金をかけるというものが続かないということで、考えられるのが20戸というようなお話だったと思います。それらを早急に進めていながら、また実態把握を適切につかみながら進めていきたいというふうに思っております。

また、公営住宅でございますけど、先ほどございましたが、公営住宅につきましては、「公営住宅法」という法律に基づいて進めております。その中では一番大きなものとしましては前年度収入というものが決まっております、そこでそれを上回る方は入れないというかたちになっております。その中で住宅に申し込んでこられる方については、まずは公営住宅、そこで入れない方については就労関係の状況を勘案しまして町営住宅というふうに斡旋をしている状況でございまして、現在のところ来られてそういう要望

があった方には関係課の聞き取りも踏まえて住んでいただいているというのが現状でございます。以上です。

○議長（木下一己君） 3番 齊藤議員。

○3番（齊藤好信君） 中にはですね、所有者が町外に出ているわけですが、荷物、家具を置いたまま出てる方が…これは是非相談に乗りながら、将来的にどのようなかたちにしていきたいのかを含めてやっていただきたいと思うんですね。

それで、解体とか快適住まいづくりの中で、その中に所有者が希望された場合、中の物を始末する…始末するといってもこれ産業廃棄物とかいろんな面で掛かると思うんですが、必要な物は家族がきちっと持って行って、残りの物をなげるという、その中にある意味助成があったらもう少しスピード感あってできるのかなというふうに思うんですね。これはそこに荷物がなければ空き家として…空き家バンクですか登録してもらって、将来的にどういうふうにするのかという話が進むと思うんですね。ちょっとほかの自治体ですけども、東京の奥多摩町という5,400から5,500ぐらい…ここで今進めている空き家の実態を若干調べたんですが、空き家が大体440軒ぐらい、それでこれも先ほど担当課長が言われたとおり、アンケートとか取ったわけなんです、寄付の申し込みが32軒、それから売買したいとそういう意向が28軒、そして将来的には賃貸の意向というのが18軒ぐらいあると、こういう中で奥多摩町はそのほかに若者を呼ぶために安い賃貸料で若者に住宅を提供しているという部分もあります。それから寄付された方の中で、リフォームしてそれをお貸しするという、それで何年か経ったらその土地と家を…そういう仕組みがあります。これは寄付ということが今僕言いますけども、これは国交省が所有者が自治体に寄付すること…この事業の推進を今図って、来年度の予算も挙げているという、要するに全国で…先ほど答弁があったとおり空き家がどんどん増えた、この中の住めるためにそういう自治体に寄付をしてそしてやるということを推進しているわけなんです、なかなか先ほど担当課長が言われたとおり、空き家にも利活用できるものもあるし、これは解体しなくてはならない、解体して更地にしたからといってそこがどういうふうに活用できるかという面も含めて、難しい問題もあります、こういうことも今国交省の方で推進をされているということですので、先ほど言った…中に荷物があつた部分でその荷物の破棄に対して助成ができるかできないかも含めて考えていただきたいと思います。

そしてもう一つは、先ほど環境未来それから建設水道それから税務住民ですか…この三課がと書いてありますけど、これ前回僕言いましたけども、空き家に関しては是非窓口をきちっと一本化して、そして相談者に対応していただきたいというふうに思いますが、ちょっとこの二点について答弁を求めます。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） まさに齊藤議員が仰るとおり、下川町にも平成27年度国勢調査、22年の国勢調査を基に推計をしたところ、高齢者の住んでいる世帯というの

が650ぐらいあるのではないかと。そのうち持ち家が400軒を超えるぐらいだというふう  
に推計がされてます。そんな中で高齢者の持ち家住宅が今後どういうふうにしていくの  
かというところがすごく下川にとっても社会問題だということで、町長先ほど答弁した  
ように、今までやってきた空き家バンクだけではなかなか的を射てないというところ  
がありまして、こういったところを反省を踏まえて総合的な施策にしていこうというこ  
とで、今年度、来年度のはじめにかけて空き家対策の計画を作りたいと。この計画を作  
ると先ほど斉藤議員言われたように、国交省の優先的な助成も…この計画が無ければな  
かなかいただけませんので、それも視野に入れながらやっていきたいと。それとともに  
空き家バンクだけではなくて…協議会だけではなくて、総合的な窓口…都会では不動  
産事業をやる事業者がおりますので仲介をして世話をやいてくれる部分が業として  
成り立ちます。しかしながらこういった山村地域ではなかなか不動産業が成り立た  
ないという現状もあって、仲介ができないというところがあります。町長の最初の  
答弁でもありましたけれども、そういった総合的な窓口、仲介もできるようなもの  
にしていきながら、できる体制を構築していこうということで、今関係各課集まり  
ながら検討を進めているところでありますのでよろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） そのへんも含めて、是非進めていただきたいと思います。

次に、町民の生活を守るセーフティネットの推進ということで、全国、また道内にお  
いて、特殊詐欺の被害件数が後を絶たないと。私は昨年、悪質電話被害防止事業を  
提案してまいりました。そして今年度の7月よりモニターの希望を募り実施試験を  
今行っているわけです。この事業は来年の3月末までとなっていますが、中間報告  
によりますと成果が出ています。町民が一人でも被害に遭わないように引き続  
きこの事業を進めるべきだと思いますが、町長の見解を伺いたいと思います。

また、児童の通学路の除雪についてということで、冬期間ですね、登下校の時間  
帯にきちっと児童が通れる道を確認していただきたいと思います。交通事故に遭わ  
ないように。そして夏場の交通安全という体験学習というのはされていますが、  
冬期間というのはされていないと思います。ここも含めてお考えを伺います。

それと最後に、災害時における町内にある22か所の…特に郊外にある避難所  
の除雪体制について伺います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 斉藤議員の「町民の生活を守るセーフティネットの  
推進について」の質問にお答えしたいと思います。

一点目の「特殊詐欺の被害防止に関する対策」であります。近年、特殊詐欺  
による被害が全国的な社会問題となっております。平成27年の全国における  
特殊詐欺被害の認知件数は13,828件、被害総額で約476億8,000万円、  
道内における認知件数では275

件、被害総額が約9億3,000万円にのぼっておりまして、本町におきましては、特殊詐欺の被害を未然に防ぐため、警察や関係団体等との連携の下、高齢者宅の訪問、イベント時の啓発活動等を展開しているところでございます。

また、平成25年度から、名寄市、下川町、美深町、音威子府村、中川町の5市町村において「名寄広域圏の消費生活相談事業に関する協定」を締結し、消費生活相談の窓口として「名寄地区広域消費生活センター」の設置により、相談員2名体制で地域住民からの消費生活に係る相談を受けるほか、セミナーや出前講座などの啓蒙活動等を行っているところでございます。

このような中にありまして、今年度より迷惑電話防止装置のモニターを募集し、15世帯に迷惑電話防止装置を設置したところでございます。この装置は、全国の警察から提供された迷惑電話番号を自動で判別し、ブロックするものでございまして、7月から10月までの4か月間で迷惑電話番号から発信されたと思われる着信を、1台ひと月当たり平均6.5回受けており、被害を未然に防ぐものとして一定の効果があるとともに、利用者に安心を提供できるものと考え、来年度につきましては、取組を更に拡大する方針で臨みたいと考えてございます。

二点目の「児童の通学路の除雪について」であります。町道ふるさと通り線などの主要路線においては、歩道を確保できるよう除雪を行っております。また、除雪による歩道の確保が困難な路線や歩道がない路線については、児童に対し特に注意喚起を行っており、各関係団体と連携を図りながら、交通安全指導員や公区役員等の交差点等での立哨や訪問等による啓発運動などを展開しているところであります。特に児童等の交通安全対策としては、幼児期から「交通安全教室」を毎月実施し、小学生においては、「自転車教室」、「交通安全に関するお話を聞く機会の創出」など、交通安全に対する認識を高めているとともに、通学時には、婦人交通安全指導員が立哨し、児童等の交通安全を指導しております。

三点目の「災害時における避難所の除雪の取組」についてでありますけれども、避難所として14軒の公区会館等を指定し、指定管理により各公区が管理している避難所につきましては、指定管理の範囲として主体的に除雪作業を実施しているところでございます。自然災害等の緊急時にも、基本的に指定管理者が除雪をすることとなっておりますが、町民の安全を確保する観点から災害状況に応じた対策を講じてまいりたいと思います。

以上申し上げまして答弁といたします。

○議長（木下一己君） 3番 齊藤議員。

○3番（齊藤好信君） この点は先ほど数字的なものがありました。これは数字で挙がっている被害総額ですね、今年度は10月末現在でいくと3億3,600万円ぐらい、昨年度から比べたら約4億円ぐらいの減というか…こんなものなればいいんですが…なっています。これは一つは広報とか、それから告知したり、声を掛けたり、いろんな面のことが重なって被害総額が減っている状況だと思えます。

今言った悪質電話の被害防止事業、これは全国の消費者庁で行っておりますが、これは今あったとおりの20,000件ぐらいのデータがあって、それは絶対繋がらないように遮断

されるという仕組みですが、その中で抜け出たものはまた登録されてそれがこない、ベルも一切鳴らないので、そういう面では精神的なものも含めてこれはすごい大事だと思うので、是非進めていただきたいと思います。

それから、僕がちょっと心配するのは、数字に出ない 10 万円、20 万円…金額がどうか分かりませんが、少額なのか高額なのか分かりませんが…多分少額が多いと思いますが、泣き寝入りされている方、こういう方も潜在的には多分多くおられるだろうという…想像ですけども、こういう方をですね、老後の生活を守るために、蓄えた虎の子を騙し取られないようなためにも、下川から一人でもそういう方が出ないように、是非この事業を進めていただきたいというふうに要望したいと思います。

それから、登校時、これはですね先ほど答弁があったとおり、夏場は行われている…冬場もですね確かに交通指導員とか関係の方がやられておりますが、私も民間にいたときに…輸送関係なので…そういう各地方の町とか行ったときに、大体通学時間に合うわけなんです、やはり雪道の中で児童の通学路が確保されていない場合、どうしても車道に出てきて車道の端を子供さんが行かれると。私の乗ったのは大きな車なので、よっぽどですね遠く離れなかったら風圧で巻き込んだりうんですね。そういうのをずっと見てきたものですから、下川もそういう意味を含めてですね、児童が通う道路を確保していただきたいと思います。確かに歩道をやる機械は下川は確か一台しかないと思いますが、そのへんは今回民間委託されたということで、民間業者とですねそのへんはきちっと打ち合わせして、なるべくこの登下校のときには通学路が確保されているように、車道に出て交通事故等に遭わないように、是非行っていただきたいというふうに思います。

これは全国的に本当に児童が巻き込まれる事故というのが多いわけなんです。この危険箇所というのは下川はどのぐらいあるかということちょっと分かりませんが、そのへんも含めて、やはり一人、二人が来て、そして五人、六人になる、そこから集団で行くという、そのところは是非早めに除雪ができるようにしていただきたいと思います。

それから子供の教育ですけども、これもできればその現場に行って、特に交差点というのは雪山ができていて左右の見通しが利かないということがあります。そのへんを含めて子供たちに、こういうふうに見えないんだということを…ドライバーから見えないんだよということを教えてあげて、交通安全に繋げていっていただきたいと思います。

それから道路関係ですが、下川は一旦停止というのが東西から一旦停止、それから南北にかけて一旦停止という非常に分かりづらい町なんです。ですからやはりこの一旦停止をちょっと忘れて出ちゃって、お巡りさんのお世話になるとかですね、そういう面もあるんですね。そういうのも含めて先ほど同僚議員のお話があったとおりですね、危険な箇所は両方とも一旦停止ということも考えながら、それから減速を託す看板の設置なども含めてですねやっていただきたいというふうに要望したいと思います。

それから先ほど言った避難所のものですが、これは了解しました。これはですね、災害というのは分かっているものではなくて、分からないときに来る。特にこの冬場、下川町のような豪雪地帯においてはですね、やはり避難所に人が駆け込むときに、駆け込むことができる範囲で除雪ができる体制をつくっていただいて、いざというときに避難所があるのにそこに入れないということがないようにやっていただきたいというふう

に思います。

後半時間がなかったので、全部ひっくるめて町長から何かお考えがありましたら伺いたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 以前にも申し上げましたけども、この積雪寒冷地の一番の問題はやはり除雪、排雪の問題、これが住民の方の大きな課題になっているところでありまして、行政サービスとしての一番のところではないかと思っています。ただ、その機械の配備ですとか、あるいはまた人為的なものとか、時間の制限だとか、いろんな課題もありますけれども、そのへんは今回、民間委託が整備されてまいりましたので、十分に協議をしながら快適な道路空間をつくってまいりたいと思っておりますので御理解をいただきたいと思います。

また、先週…12月15日には、町内の交通安全大会、防犯大会というのを開催し、周知徹底を図らせていただいているところでございますが、議員各位にも是非出席していただいでですね、いろいろと御議論をいただければ幸いです。以上です。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） 以上で私の質問を終わりたいと思います。是非ですね、現場に即した対応を取っていただきたいということをお願いして質問を終わります。

○議長（木下一己君） これで斉藤議員の質問を閉じます。

ここで、13時20分まで休憩いたします。

休 憩 午後 0時 5分

---

再 開 午後 1時20分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、質問番号3番、7番 春日隆司 議員。

○7番（春日隆司君） 平成29年度予算編成に当たり、町長の政治姿勢、基本的な考え方、方針などについて質問します。

一、行政執行上での政治的中立性、法令遵守の実態等について。

二、新年度予算編成等について。

一点目、継続政策が一定程度進捗した1期目の折り返しにあたり、今後どのような独自政策を展開するのか。

二点目、行政改革と自主財源確保の実効性はどうか。

三点目、未利用施設、遊休地…空き地とか空き施設、空き店舗などがございますが、

それらの現状認識と利活用方策はどうか。

四点目、宗谷本線の維持・存続に対しての見解についてお尋ねいたします。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 春日議員の「平成 29 年度予算編成方針等について」の御質問にお答えしたいと思います。

一点目の「行政執行上での政治的中立、法令遵守の実態等について」のうち、「政党新聞購読の有無」についてお答えいたします。

政党新聞 1 紙を 5 月から購読した実績がございます。政治の動向など情報収集等を目的に購読したものでございますけれども、1 紙のみの購読を継続していくことは適切ではないとの判断もございまして、購読を取り止めたところでございます。

次に「除雪業務委託契約手続きの法的根拠」についてお答えいたします。

除雪委託業務につきましては、平成 28 年度から、従前の郊外地区の委託に直営で行ってきた市街地区を加えて、全面委託としてございます。除雪業務を委託するに当たっては、必要な機械及び人員のほか、相当の技術、経験等を要することから、受託者の要件や業務内容を定めて募集したところ、1 者の応募となったことから、随意契約を締結してございます。

次に、御質問の「契約手続きの法的根拠について」でございますが、地方自治法第 234 条第 1 項において、「請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の方法により締結するものとする。」と定められており、第 2 項において、「指名競争入札、随意契約は、政令で定める場合に該当するに限り、これによることができる。」と定められております。なお、「随意契約によることができる場合」といたしまして、同法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に「性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき」と定められており、1 者の応募であったことから、この運用を定めた「下川町財務規則の全部を改正する規則の施行について」の第 3 節第 1 項 19 節の規定に基づき、除雪委託業務を随意契約により締結しているところであります。

次に「民間委託の意義」についてお答えいたします。

除雪委託業務の民間委託につきましては、平成 23 年 9 月に策定した、第 7 次下川町行政改革大綱の推進項目「公共施設の管理運営方法等の見直し」における実行計画に、除雪業務の全面委託を盛り込み、平成 28 年度から実施したところであります。なお、「民間委託の意義」につきましては、「住民サービスが低下しないこと」、「民間活力を活用し、町内経済活動の活発化を促進させるとともに、地域内における新たな雇用の創出を図ること」、「行政のスリム化を図るとともに、新たな公を創出すること」を基本として、民間活力の活用を図るものであります。

二点目の「新年度予算編成等について」であります。平成 29 年度の予算編成に当たりましては、三つの視点として、一つには「集中と選択による予算編成」、二つ目には「無理無駄を省き、住民目線に合致した予算編成」、三つ目には「既成概念や固定概念にとらわれることのない予算編成」を示し、一として「第 5 期総合計画の着実な推進」、二とし

て「地方創生に向けた施策の展開」、三として「環境未来都市、森林総合特区、地域再生計画等の推進」、四として「公約の実現と諸課題の解決」、五として「効率的で効果的な行財政の運営」、六として「積極的な情報公開と町民の理解」の、この6項目を基本的な方針として予算を編成するよう、予算編成会議において指示したところであります。

「今後どのような独自政策を展開するのか」についてであります。平成29年度は、町長任期の折り返しとなりますが、これまでの行政の継続性を踏まえ、小規模自治体のモデルとなるべく、各種認定計画に基づく事業を引き続き推進してまいりたいと思っております。また、独自の政策としては、昨年策定した総合戦略に基づき、「人口規模が持続する地域」「住民の幸福度の高い地域」を創ることを基本に産業の振興と雇用の創出、少子高齢化に対応したまちづくりなど、各種事業を展開してまいりたいと考えております。

次に、「行政改革と自主財源の確保の実効性はどうか」との御質問ですが、「行政改革」につきましては、効率的で効果的な行財政運営を推進するために必要な取組でありまして、行政全般の無駄の排除や効率化に結び付く取組など、現在策定中の第8次行政改革大綱に基づき、進めてまいりたいと思っております。また、節電など日常的な経費削減についても、課長会議等において機会あるごとに周知徹底してまいりたいと思っております。

次に、「自主財源の確保」につきましては、総合戦略などにより進めている雇用の場の創出や産業の振興、人材の確保などによる就労人口の増加、町の補助制度によって民間の設備投資を促すことなどにより、住民税や固定資産税の増加などに結び付けていきたいと考えております。また、ふるさと納税につきましては、昨年度の同時期に比べて寄附金額が落ち込んでおりますが、本町の特徴的な取組の情報などを積極的に発信し、町内の事業所と連携して、返礼品の充実を図り、寄附先の候補に選んでいただけるよう努めるとともに、企業版ふるさと納税についても研究してまいりたいと思っております。

次に、「未利用施設、遊休地…空き地、空き施設、空き店舗などがありますが、その現状認識と利活用方策」についてであります。公有財産のうち、一部利用の低調な施設もございまして、活用が図られるように取組を進めてまいります。空き地については、行政目的の廃止や町内事業者の事業廃止等に伴い町が取得したものであり、これらの土地については、「町営住宅等公共施設用地」、「宅地分譲」、「貸し付け」を行っているほか、近隣住民の雪の堆積場などとして利活用されております。

今後は、「都市計画マスタープラン」の見直しを行う予定であり、見直しに当たっては、基本的な考え方を検討、整理するとともに、幅広く住民の皆さんから御意見をいただきながら、町の将来像について話し合いを進めてまいります。

また、民間の空き家、空き店舗等については、増加傾向にあると認識しておりますが、これまで「空き家バンク」の創設や「空き家等活用促進協議会」の設置、条例に基づく補助制度など、活用に向けた対策を講じているところであります。

さきの答弁にも触れておりますが、更に対策を進めるため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第6条に基づく、「空屋等対策計画」の策定や「総合的なコーディネート体制の構築」を進めてまいりたいと考えております。

次に、「宗谷本線の維持・存続に対しての見解」についてであります。JR北海道から、名寄・稚内間を含む道内営業区間の半分に当たる13線区1,237kmが「JR北海道単独では維持することが困難な線区」として発表され、また、旭川・名寄間につきまして

は、「当面はJR北海道で維持するが、持続的に維持するための費用を確保できない線区」と位置付けられたところでもあります。このような事態を受け、上川、留萌、宗谷地域20の市町村と5団体で構成した「宗谷本線活性化推進協議会」では、旭川市、比布町、幌加内町、西興部村が構成員に加わっていただき、宗谷本線の維持・存続に向けて、国、道など関係機関や道内選出国會議員などに要望しているところでもあります。

宗谷本線は、人員輸送のみならず、地域で収穫された農産物などの物流手段であるとともに、都市と地方を結ぶ重要な公共交通であることから、引き続き「宗谷本線活性化推進協議会」において、関係市町村、団体等と連携を図り、存続に向けた取組を進めてまいりたいと思います。

以上申し上げまして、答弁といたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 一点目の政治的中立性でございます。1紙だけ購入して適切でない、購読を取り止めたということでございますが、これいつ止めたんでしょうか。さらに購読に至った経緯…主体的に町長が取ろうということなのか、誰かが購読を依頼されて購読をするようになったのか。

もう一点、肌感覚でこれ違法行為だという感覚、認識はございませんでしたか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） この購読については、関係者の要望がございまして、私の方で担当課に相談いたしまして協議をして、短期間の中で購読することが可能であればということで結論付けて、5月から購読をしたところでございます。その後、いろいろと御意見をいただきまして、この度、購読を中止したということでございます。また、違法性についても…これについても他の市町村でもこういう事例があるようでございますので、十分今後認識をしながら、このような購読のないように進めてまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 肌感覚で違法性を感じないということだったと思うんですが、これですねおそらく…推察でしゃべっていいのかどうか分かんないんですけども、従前、首長さんにいろんな意味で購読していただきたいと、これお願いしたのは町で買ってということじゃなかったんだと思うんですね。町長に取ってほしいと…これは私的としてね、ですからこれは僕は本当に依頼した人に大変ご迷惑を掛けているんじゃないかなと思います。その点、町で取ってくれ…細かな話ですけどね…町で取ってくれということだったのかどうか、その点ちょっとお聞きいたします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） そこは明確に記憶していないんですけども、おそらく…町はいくつかの一般紙を取ってございますので、その追加としてですね、それで購読を要請してきたのではないかと、このように考えております。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 今までの感覚からいいますと、これは個人で取ってくれという話だと思います。大変依頼した人に私はご迷惑を掛けている事案だと思います。

それから、私が承知する範囲内で、これ最高裁まで出て判決が出ております。これらについては完全に違法であると。止めたということではなくて、賠償する…町長または副町長が賠償するというお考えはございませんでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 現在のところ、ちょっとそこまで今協議しておりませんので、いただいた質問と御意見を基に、内部で協議をしてみたいと思います。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 私が申し上げたいのは、こういう肌感覚…やっぱり町民の感覚の中でですね、僭越な言い方かもしれませんが政治家として肌感覚で…これおそらく…後で申し上げますけど、職員の方も驚いている方がおられるんだと思います。それだけ感覚を持たれている職員が僕は多いんじゃないかなと思います。他の市町村がどうでなくて、その最高裁の事例を見ながら、適切に対処していただきたいと思います。

それでは、次に、除雪関係でございますが、ちょっと前後しちゃいますが、先ほどの話でお伺いしますと、意義を聞きますと、ちょっと認識が違うかもしれませんが、私が伺いたいのは、民間委託というのはですね誰のための民間委託なのかと。町民のための民間委託なのか、業者のための民間委託なのか、町のための民間委託なのか。先ほどちょっとお聞きしますと、住民サービスの低下はしないということと、経済の活性化、雇用の確保、行政のスリム化という答弁を受けたことをみますと、これ町民のための民間委託ではないんでないかというふうに感じました。このへんいかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君） 担当課の方から今の質問についてお答えしたいと思います。

冬期間の除雪作業というのは本来奉仕的な精神に則って行っているものと感じております。建設業関係者におかれましては、夏期間の防災関係、それから冬期間の除雪関係

というのは非常に災害に結び付く問題ございまして、奉仕的精神を持って行っているというふうに認識しております。このような状態の中で、最近では公共事業の低下、それからそういうもので各業者が脆弱化してきているというような部分がございます。課題といたしまして、除雪に関しては冬期間の不安定な支払い条件…これは降雪によるもの。それから二つ目としましては、除雪機械の維持管理費の負担増…これは先ほど申し上げました脆弱化しているので除雪作業車というものの更新がなかなか出来なくなってきている。それから担い手の不足、機械を運転するオペレーターという運転手…この確保が非常に困難になってきているという、この三つの大きな状況が全国でも起きている状況でございます。

このような状況で、担当課といたしましても、この改善、それから業者間のお話を進めながら、今回は建設業者が中心となって集まった組合として1者と随契をしたわけでございます。繰り返しますけれども、除雪に関しては災害に結び付くということで、町民の危険、安全に対して奉仕的な精神の下、随意契約をもって行っていると私は思っております。以上でございます。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 概要の説明は承知いたしました…現状ですね。私がお聞きしたのは、今のお話だと民間委託の意義とは捉えられないのではないかなと思うんですね。

直営でも災害防止だとかそういうものには対応できる。今の話を聞きますと、やっぱり地元業者のためというのが第一に聞こえましたが、もしそれで問題なければそのまま結構ですが。特にあれば…なければよろしいですが…いいですか…はい。そしたらこれは業者のためということで…。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君） 町民の生活上の危険な状態、それから災害時の作業というもの、これらに対応しているのが建設業協会でございます。これは下川町だけではなくて。そういう面では、なくなってはならないもの、またなくしてはならないものという分野だと私は思っております。それらの方々が年間を通じた業務というものについては、やはりある程度は考えていかなくてはいけないのではないかなというふうに思っております。今回、除雪業務に関しましては、当然冬場の降雪状況に合わせた的確な除雪、これは町内業者であって、すぐ対応できるというかたちにおいては建設業協会にお願いしてやっていただくというのがかたちと私は思っております。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 町長よろしいですか…それで。もし追加あれば。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） いずれにしても、住民サービスを向上していくということが基本でございますので、それに伴ってそれぞれ効果、成果があるものということで考えてます。いずれにしても、先ほども答弁いたしましたけど、積雪寒冷地の一番の問題は除雪、排雪でございます。限られた機械、限られた人員の中でいかにきめ細かな除雪サービス、排雪サービスをできるかということでございますので、そこは今度委託を受けた事業者の方々が、今度は直接住民の方々といろいろな意見を交わしながら、それを町はしっかりと管理をしてですね、コントロールをしていきたいなど、このように考えておりますので御理解をいただきたいと思えます。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） これ前にも委員会の中でお聞きしたんですが、民間にしてコストが削減されないと、かえってコストが上がるということでお聞きしたかと思うんですが、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君） 委員会の中で私の方から…言葉足りなかったような感覚で理解していただけなかったような気はするんですが、毎年度の中では下川の直営でやっているものは最低限のかたちをやってきたわけでございます。最低限の除雪をやってきました。その中で、今回民間委託となった場合に、皆さんからより一層のサービスというものが付け加えられていくという部分が重ねて起きてくるのではないかなということで、今までやった以上にプラスするものが多いんじゃないかなというふうな感覚。

それからその管理部分では、町職員がやっていたという部分があります。それがどのように添加されるのかという部分が少し私のお話した部分に含まれているということで、コストが単純に上がるというわけではなくて、その部分が加味されるというようなことでお話したつもりでございます。よろしくお願いします。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 行政改革とか民間委託とかいういろんな…やっていますけども、第一に町民の行政サービスの向上…いわゆる民間活力を民間のノウハウをいかして、コストが下がるというのが大前提じゃないんでしょうか。つまり、特別に除雪の高さが変わって、更にきめ細かくサービスするということであればいいですけど、民間委託は民間のノウハウを使って効率を図る、これが大前提で、これでコスト上がるんですと…民間委託するんです…先ほど説明があった、業者の方がなかなか担い手がなくて大変だとか、機械が老朽化するとか、そういう次元の話ではなくて、入口の話として民間委託への第一とは経営コストが下がると、民間のノウハウをいかすというのが大前提ではないかと思うんですが、そのへんの考え方はどうでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） もっともな御意見だと思います。今時代は官から民へという…そういう中で指定管理者制度ができたり、あるいはまたパートナーシップ制度ができたということで、新たな公的サービスの受け皿をつくっておりますけれども、そのような中でコストというのは非常に大きな位置を占めているのではないかと考えています。

ただ、直営のときは…これまでは大きな経費分が見えないところがありましたので、そういうところが今度は民間にそれぞれ委託をしながら全体的な管理をしてもらっているというところがございますので御理解いただければと思っております。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） ちょっと理解できないという…なかなかよく分からない。明確に民間企業のノウハウをいかして効率を図る、そのために今まで100円掛かったものが95円でやると。町民の方の負担を軽減してサービスを向上するというのが大前提の話じゃないか。これどんどんコストが上がっていくと町民の負担が…それが実際1,000円なのか500円なのか分かんないんですが、そういう大前提の中の考え方が必要なんじゃないかなと。まして経営コストがどんどん削減していかなければいけない中で、まずはそういう考え方をしっかり持つと、これが民的発想の原点ではないのかなというふうに思います。それはなかなか理解できないんですが、次に、これは募集して1者が応募したということがあるんですが、募集の仕方というのはどういう仕方をしたんでしょうか。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君） お答えいたします。28年度の町道除排雪委託業務につきましても、10月におきまして、直営で行っていた部分に対しまして委託するという事で、それについて庁舎内で合意をもらいまして、それにつきまして今まで町内業者2者で見積もり合わせをしていた経緯、また大きくはその2者でございますので、建設業協会を通しまして打診をしたところでございます。その結果、以前から除雪関係については、先ほど私がお話した中でもございますけれども、なかなか1者では今後の経営的に持続が難しいという中で、建設業者の除雪対応をしている会社で組合として今後やっていきたいという旨のお話もありながら、実際、建設業協会に打診をして、また申請を受け付けたところ、組合が1者の応募があったということで、そこで契約までいったというわけでございます。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 前後しちゃいますけれども、私が先ほど…新聞含めてですね申し

上げたいのは、行政運営上、車の運転で例えるならば、やっぱりハンドルがあって、遊びがあって、そういう応用…余裕があるというのが安全運転の大原則なんですけど、これ赤信号を渡っちゃいけないですよ。今お聞きしたところなんですけど、建設業協会に取りまとめをしてくれということをやったということに理解してよろしいんですか。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君） 取りまとめということではございません。どのような除雪を…委託を受けている会社がおありなのかというようなことでございます。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 取りまとめではない…実質これは口頭ですか、文書ですか。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君） 文書でお送りしております。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） あとで文書を提出していただきたいと思うんですが、なぜ…これ私が聞いたかったのは後段の部分の法的根拠ではなくて、建設業協会へ文書をあげて、いわゆる取りまとめではないと、意向だという話ですが、法令は何に基づいてやっているんですか。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君） 建設業協会には案内文をお送りしていたところがございます。除雪業務を委託できる会社があるかどうかという…こういう内容の…町としてはこれから委託をしていきたいというような内容の案内文を出したところがございます。申請につきましては関係者より申請をしていただくというようなかたちでございます。我々の方では下川町内に確認したところ建設業協会に入っている方が除雪を対応しているというふうに認識をしておりますので、協会から案内文をそれぞれにあげていただくというような内容でございます。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 先ほど前段ありましたとおり、法令に基づいて町が指名願いを受けて、その中から町が主体性を持って選考委員会にかけて、そして競争の原理が働いて、その手続後、なければ見積もり合わせをするということなんですけど、その前段

の公に募集をしないで、誰がやるのかという、これ公正な取引だという認識で…これで公正な取引というか公正な契約事項だという認識を町長お持ちですか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 最初に答弁したとおり、公正な方法の手続きを取ったという認識をしております。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君） 今回の組合につきましては、以前より町に登録している業者でございますが、内容的に除雪業務ができるというような登録済みの会社でございます。先ほど私が申しあげました案内というのは、町がこれから直営部分を委託するというような内容の案内でございます。登録されているということで、法的なものはクリアした中で除雪業務を受けられる会社を指名しているということです。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） これ代わってから…全部公共事業もこういうやり方でやっているんですか。建設業協会に出して、やれる方、希望ある方、手を挙げてくださいというやり方でやっているんですか。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君） 何回も申し上げますが、建設業協会を通した案内…委託をこれから町はこういうふうにしますよという通知、連絡というものを建設業協会に出したわけで、それとは別に登録されている関係の方と町は契約をしていたということでございます。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 案内を出したと言いますが、これA社かB社か、A・Bが入っている協同組合しかないと思うんですね。協同組合でやるとしたらAはだめですよ、Bはだめですよという話であれば、これ調整してくれという話ではないですか。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君） 案内というのは、ちょっと読ませていただきます。

「本町では市街地の除排雪業務を直営にて実施しておりましたが、平成27年度をもって直営を廃止としており、28年度においては除排雪業務の合理化、効率化を図るため、

市街地と郊外とを併せて一括しての業務委託を予定しています。つきましては、受託者に必要な要件、業務施行に必要な機械及び人員、その他除排雪に関する業務内容等別紙のとおり定め、受託者を募集いたしますので、会員各位に御周知していただき、報告していただきますように…」というような内容でございます。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） ちょっと長くなっちゃうんで、最後といたしますか…建設業協会って何を目的にしている団体ですか。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君） 各業者さんが集まり、類似する業務に当たるに伴って、いろんな条件それから話し合いの場、そういうもので土木、建築、それ以外のものが向上するための組織と私は認識しております。また、防災上も…災害でも協定を結んでいるとおり、地域での活動というものを優先的に誠意を持ってやっていただいているというような団体と思っております。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 是非ですね…倫理、倫理とよくいうなと思われるかもしれませんが、モラルだとか基本的なところを考えると、私は今回の事例を見ながら、自浄作用…組織の中の…これおかしいよね…肌感覚で…皮膚感覚でこれはちょっとまずいよねとかね、そういうものがまったく無くなっているんじゃないかなと思うんですね。やっぱり自浄作用を働かすべきではないかなと思って、これやっぱり町長自らつくられた政治倫理審査会…これに審議してもらってですね、そして下川町内にはそれぞれ役割を持った組織とか団体があるわけです。監査するとかですね、チェックするとか、確認するとか。下川町どうしたんだろうというイメージですよ…どこへいくのと。やっぱり下川町内でそれぞれの機関が自浄作用を働かせて、しっかり…これ外からのいろんな外圧ではなくて、自らそれぞれの組織で自浄作用を働かせて健全な自治のあり方みたいなのを含めてやるべきだと思いますが、町長自らつくられたケースバイケースという話をされていたんですが、しっかり…倫理というそういう重たい話でもないと思うんですが、自ら委員会にかけてやるというお考えはございませんか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 今の建設業協会の話というのがそこに当たるんでしょうか…現実には、これ手続ききちっと踏んでいますし、そしてまた、今この協会の人達がいなければ…先ほど杉之下課長も言いましたけども、災害のとき、あるいはまたこれからの基盤整備、さらにインフラの時間が経った中での改修、こういうところを誰がやるんですか

…したら。そういうこともしっかり認識した上で、手続きは法令上の中でやって、そして入札なり、あるいはまたそういう単独の応募しかなかったものですからこれは致し方なく、そこに手続きを踏んだということでございますので、しっかりとそこも御理解いただきたいと思います。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 私が申し上げているのはそういう話ではなくて、法令を遵守して…今言われたのは何でも町長のお考えでできるという話ですよ。町長が言うのはこれ全て正しいわけではないわけですよ。だから議会があるわけですよ。何が下川町にとって一番良いというのは…それぞれだからチェック機関があるわけですよ…監査があつて。ですから別にこれを…それはそれで正しければいいじゃないですか。そこに諮って確認をすると、それで正しければそれは正しいと…第三者が決めるわけですよ。町長が言われる、こちらからも言われる、それを第三者がしっかりどうなのか判断するのが自治の基本でないんですか。民主主義の原則じゃないんですか。町長が裁判官になっちゃいけないというのが民主主義の原理原則なんじゃないんですか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） その事案を全てそういう倫理にかけてやること自体がいかかなものかなと思います。確かに我々が判断できないものが憲法だとか政省令の中であろうかと思いますが。今回の手続きについては、しっかりと担当課で作業を進めてきて、そして結果が出たということでありまして、そのこのところはしっかりと我々も認識をしておりますので、御理解をいただければと思っております。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 何でも倫理にかけているということではないんですよ。つまりモラルを踏まえた中で町政をするべきだという話なわけですよ。何でもかんでも倫理に引っ掛けて、どうでもないこうでもないという話ではないですよ。町長は公正な取引だということを明言されましたので、私は是非、監査を含めて然るべきところでしっかり機能を果たしていただきたいというところを希望したいと思います。

それから、続きまして、新年度予算編成でございます。

前後するかもしれませんが、行革ですね、これ8次の行革を今進めているということなんです、これは年度内に大綱ができるということによろしいですか。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） 今、第8次策定中ございまして、年度内に策定を終わらせる予定となっております。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 行革というのは、これずっと繋がるものであって、是非早急に総合的なところをやっていただきたいと思います。

それから、これまたかと言われるかもしれませんが、去年の12月に同じ質問をさせていただいているんですが、自主財源の確保…これずっと一般質問を見て今回もそうだったんですが、非常に耳当たりの良い言葉がやっぱり出ますよ。研究するとかですね、汗をかくとかね。これ本当にできないものはできないと言った方が僕はいいと思うんですよ。ふるさと納税…これ落ち込んでいる。今ある制度で自主財源を確保して、いろんなものができるわけですよ…企業版ふるさと納税にしても。これ本当に企業さんから支援をいただいて、近隣では東川町さんでしょうか…やると。去年も研究より一歩進んだ答弁をいただいておりました。これ本当にやる意志があるんでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 昨年…27年度ですけれども、大体4,500万円ぐらいあったわけがありますけれども、これちょっと大型の納税寄付がございまして、件数からいくと昨年とそう変わらないんですけれども、やはり今のところ2,000万円ちょっとぐらいの納税額になって、おそらく冬の間は下川町の特産品がかなり少なくなってまいりますので、大幅な伸びを示すというのは非常にハードルが高くなってくるかと思えます。いずれにしても、今各市町村の仕組みのつくり方をいろいろとこれから研究してですね、そしてふるさと納税の中で個人の寄付、そして先ほど答弁いたしましたけれども、企業版のふるさと納税なんかもアピールできるようにしてまいりたいということで考えてございますので御理解いただきたいと思えます。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） ちょっと突っ込んだ話です。これ1年間同じことを言っているんですね。タイムスケジュールを示していただけますか。いつまで研究して、いつからやるのか。どういうふうにするのか…道筋が分かれば…タイムスケジュール示してください。1年間同じことだったという意味含めてですよ。

……よろしいです。お考えがないということで。

それから、これですね前の議員の方も質問して重複するんですが、下川町が…それぞれ時代が代わって空き地、空き家、いろんな施設が空いているというところで、都市計画マスタープランであると…非常にマスタープランでやるということはそれはそれでいいと思うんですが、独自の政策、一歩進んだ…これをやるんだと、この空き地を再編してこうするんだと、自分の声でという言い方はあれですけど、あれば一つ。

それから前後しちゃいますが、何でもこういう質問をするかというところでですね、町長が非常に重要な話をされていたんですが、前々回ぐらいのときにですね、町長はイノベーシ

ョンシップを發揮していくと…自ら。暗にリーダーシップでは駄目だ、今時代の趨勢のイノベーション…新しい技術を革新するというだけではなくて、考え方を変えると…いわゆる既存の慣習だとか。そのぐらい特異性を持ったことを展開しなければ下川はもたないという意志で言われたんだと思うんですが…そういう趣旨です。そういう趣旨で質問をするということでございます。古びた観念だとか習慣には捉われなく、未来志向…未来から今をどうみるかというところで言われたんだと思うんですが、そういうお考えの下にマスタープランで検討するというのではなくて、町長の思い…こうやるんだと、私は2年間でこうするんだと、こうしていきたいと、それに向かって合意を取っていききたいと、そのへんお考えございましたらお願いします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） それは総合計画の中でも反映していることでありますし、私の公約もこの1年8か月の中で大体80%ぐらい超えることができました。ただ、この財源との沿う分もありますので、あまりにも夢物語的なことは言うことはできませんけれども、いずれにしても抱えているプロジェクトをしっかりとやっていくというこれだけでも大きな政策展開ではないかということで考えております。今回も補正の中で議員各位にお願いをするものがございすけれども、そういうところをしっかりとやっていくのも一つのイノベーションであり、そしてまたリーダーシップであるということで考えてございますので御理解をいただきたいと思ひます。いずれにしても今下川町に必要なのは仕事をつくるという…これが大きな役割でありますし、そして高齢者が非常に多くなってきてございますので、命を守るという…ここの基本はしっかりと押さえながら様々な施策を展開できればいいなということで考えております。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 大変僭越な話ですけど、一般論で社会通念上そういう話だと思ひますよ…どこも。仕事をつくる、命を守る、総合計画にあるものを具現化する、それは一般社会の通念上であって、私が聞きたかったのは町長が先ほど言ったイノベーション…これ私が言うのは一年生で僭越ですけど、政治家として未来ビジョンを示して、こういう姿を描くんだというのも、これもトップの役割だと思うんですね。そういう面でお聞きしました。これは重複するんで、それは総合計画の中にも盛り込んでいるし、しっかりとやっていくと…今あるものを…ということで承知をいたしましたので、それは結構でございます。

それで、町長はいろんなところに出られて、いろんな下川の取組もあると思うんですが、下川町の今までの歴史は分かった、取組は分かった、いろんなことが分かった…そうしたら町長として次に何をやるんだと…何をやりたいんだ…あなたは何をするんだと…これが非常に求められているところだと思うんですね。ですから是非生産性のある議論みたいなものを…検討するとかですね…そういうところで時間を費やすというところではなくて、こうするんだと、それに対してどうだという議論ができれば非常にいいと

思っております。

それから、企業版ふるさと納税…これですね、下川町にはネットワークがございます。

できるできないは進めていく中で判断されることですが、下川には今まで築かれた…諸先輩が築いてきたところを含めてですね、相当な企業との連携があります。スズキさんにしても今回宿泊施設がある。王子ホールディングスさんもある。それから下川町が連携を取っている日経BPの150社。これね…こちらから提案をしたり、行くのですね、これできるんですよ。行動を起こしていないだけだと思いますよ。やれる。是非ですね、財源が厳しいと枕詞のように言われるけども、そういうところはアイデアを使ったり、いわゆる違った意味での新たなものを創造していく、そういうかたちにしなければ…目標が達成できないと思いますよ。人口これ本当に3,500人達成できるのかと。

是非、都市計画マスタープラン…ちょっと逸れちゃいますけども、ここをこうするんだというお考えがあれば、それは都市計画マスタープランの中で検討しますよと…いろんな課題を踏まえて検討しますよというところであればそれはそれでいいですが、私としてはこれをこうしていきたいというのが一つ、二つあれば是非お聞かせいただきたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 明治34年の開拓以来、下川は農業、そして9割の森林率の中で林業をしっかりと基幹として進めてまいりました。この農業、林業という一次産業は、今後もしっかりとした基盤づくりをしていくということが大前提であります。ただ、そこに下川町としては20世紀後半からの環境政策とエネルギー政策と…ここをこれからの下川町の特異性のあるまちづくりにしっかりと据え置きたいと…このように考えております。そして最終的には住民の皆さんが幸福度の高い、住んでよかった、住みたい、そういうまちづくりを今後進めていきたいと。そういう中で都市計画のマスタープラン、あるいはまた総合計画、それから自分自身の公約と、こういうところをしっかりと関連付けていきたいと考えているところでありますので御理解いただきたいと思います。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 今まで取り組んできた宿泊施設、それからまちおこしセンター、それからタウンプロモーションもそうですが、先ほどもありましたとおり2年間、前町政の継続的なところがあって独自性をなかなか出せなかったところもあると思います。

町長が環境とエネルギーというところをいくというところは…これ何回もお聞きします。これは首長さんとしてなかなか風呂敷を広げることが言えないのは、それはそれで分かりますが、ただ、風呂敷を広げるという表現は悪いですが、こうしたい…こうするんだ…単純に環境、エネルギーだけでなく、環境はこうするんだと、エネルギーはこうするんだという一歩進んだことを言えるのも首長さんだと思います。是非思いを明確に言われて、そのフラッグの下に…谷町長の下であれば下川に住んでみたいと、移ると、そういうところが出ることも期待されるんだと思います。

それから、これ先を見た話なんですけど、担い手問題というのはどこでも同じでいろんなことが出てくるんですけども、入り込みを凶るということを積極的にやっているんですが、是非ですね近隣といいますか…先駆的な自治体を見ていくと、再流出の問題があります。入ってくるんですけども、地域における生活環境が合わない、俗に言う水が合わないで済んじゃうことではないんですけど、再流出をしていってしまうというのがこれ大きな問題だと思います。これ入り込みだけではなくて再流出を防止すると、入ってきた人が出ていかないためにどういう施策を取っていくんだということも一緒に考える必要があるんだと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 仰るとおりで、今この日本の積雪寒冷地…何回も言いますけど約2分の1が雪が降るところがありますけども、ここに2,000万人住んでおります。何が一番問題かという、通年で働く場が非常に限られているということでもあります。そういう中で下川町は今バイオマスを中心とした再生可能エネルギーをつくっておりますけども、こういうところに年間を通じた雇用環境が作られていくのではないかと、雇用の場が作られるのではないかと考えています。さらに、一度下川町に来て、なかなかここで馴染めない、そして流出してしまうということでもありますけども、そこはやはり仕事をつくり、そしてまたいろいろ生きがいをつくっていくという、ここがこれからの移住者の受け皿づくりに非常に大事なところではないかと考えてます。

また、今住宅の問題も…さきの質問でもありましたけれども、今年から民間の賃貸住宅に補助をいたしております。2棟10戸ぐらいございまして、これから募集だと聞いておりますけども、既に相当数の問い合わせがきているということは聞いております。

こういうところで定住政策の一つとしても、そういう住むところをしっかりと確保できる、そういう政策もこれから更に高めていきたいなと考えているところでございますので御理解いただきたいと思っております。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） それでは時間もあれなんですけど…JRの問題でございまして。下川町にとってどのぐらい影響がございましてか。

……よろしいです。

下川町に…直接ではないですけど、名寄にバスで行って、名寄から移動する人達もいると思うんですけど、是非そういう現状を把握していただいて、自ら協議会で下川町の影響というものをしっかりと発言をしていただきたいと思います。

それから、町民の方に安全安心…町民の方にも下川町として現状がどうなっているのかとか、こういう影響があつて今こうなっているとかいうところは是非町民の方にもお知らせしていただく必要が…マスコミ紙だけではなくてですね…というところがございまして、そのへんいかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 下川町も…国有鉄道が民間になったのが 1987 年、昭和 62 年です。その後、名寄本線が元年の 4 月に廃止になったわけです。ここは本当に長大路線で 138 km プラス 5 km だったわけでありましてけれども、この痛みは下川町民十分わかっているのではないかと考えております。そういう中で代替バスとして確か今 14 便ぐらい下川～名寄間は走っていると思いますので、公共交通の利便性としてはそんなに落ちているとは思いません。しかし、列車は列車の役割がございますので、それは宗谷本線の協議会の中でしっかりと情報を収集し、また要請をし、さらに今後は広報誌等含めて町民の皆さんにも現状をいろいろとお伝えしながら一緒に共有してまいりたいと、このように考えてございますので御理解をいただきたいと思っております。

○議長（木下一己君） 7 番 春日議員。

○7 番（春日隆司君） 最後でございますが、私が申し上げたいのは、一つは…町長言っていました先を想像しながら下川の特性をいかしたものを打ち出して、分かりやすく、そのフラッグの下で…旗印の下で進めていくということが必要なんだと思っております。

それから、私ももちろん自分が全てなわけではなくて、いろんなチェックが入るわけでございますけれども、やっぱり自らの考えが正しいというところに固持しちゃうと、なかなか先が見えなくなるんじゃないかなと思うんですね。ですから、やはり法律、法令、ルールを守るといふのを大前提にしながら、赤信号は渡らないと、ハンドルを使いながら山道だとか舗装だとか高速を通るとか、効率を図るとか必要だと思うんですが、古い体質を持ち込まないでクリーンでやっていただきたいと思っております。以上終わります。

○議長（木下一己君） 以上で春日議員の質問を閉じます。

次に、質問番号4番、1番 近藤八郎 議員。

○1 番（近藤八郎君） それでは、一般質問の最後となるわけですがけれども、これから私の公共施設等総合管理計画について、質問させていただきたいと思っております。

我が国においては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。本町におきましてもまったく例外ではございません。厳しい財政状況が続く中で、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことは、これもまた十分予想されるところでございます。

国においては「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」…この転換への重点化が課題である」と、このように認識をして、去る平成 25 年 11 月にインフラ長寿命化基本計画が策定されております。

本町においてもこうした国の動きと歩調を合わせまして、公共施設等総合管理計画の策定に取り組まれているというふうに承知しているところでございますが、そこで、次に掲げる公共施設等の管理に関する基本的な見解及びそれぞれの具体的な施設の今後のあり方について町長にお伺いしたいと思っておりますが、一点目は、議会や住民との情報及び

現状認識の共有化を図り、公共施設の廃止、縮小、あるいは統合等目標の縮減率を策定して、将来を見通した計画を策定する考えがあるのかどうか。

二点目については、具体例でございますけれども、公共施設として総合福祉センターハピネス内の旧児童クラブが使用しておりました二部屋のスペース…これを今後どのように有効活用していこうとしているのか。

三点目は、インフラ施設として国道、道道及び町道に敷設されました流雪溝が、廃業、あるいはその他の理由によりまして、その地先の方が…店、事業所が空き店舗化し、また、利用者の高齢化によりまして、維持管理の課題解消について今後どのようにしようとしているのか。

以上、三点について町長にお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 近藤議員の「公共施設等総合管理計画について」の御質問にお答えしたいと思います。

近年、全国的に公共施設の老朽化対策が注目されておりますが、厳しい財政状況の中、人口減少や少子高齢化により、公共施設等の利用需要が変化するとともに、施設の維持管理に対し、財政負担が大きくなってくと予想されるところであります。これらを踏まえ、公共施設全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新、統合化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減と平準化を図ることができるため、現在、「下川町公共施設等総合管理計画」の策定を進めているところであります。

一点目の「議会や住民との情報共有を図り、廃止、縮小等目標縮減率の設定について」であります。この計画には具体的な数値目標を設定しておりませんが、計画を推進するに当たり、施設の利活用や建物の現状認識を共有してまいりたいと思っております。

二点目の「旧児童クラブスペースの有効利活用について」であります。児童クラブが町民会館に移転した後、カーペット敷きの会議室Aと、鏡を備え付けた会議室Bとして使用料を定め、総会、サークル活動及び親子で集まる交流の場など、様々な用途に利用いただいているところであります。今後は、より多くの町民の方に利用していただけるよう、施設の充実を図り、広報等で周知してまいりたいと思っております。

三点目の「空き店舗地先等の流雪溝維持管理の課題解消について」であります。流雪溝につきましては、平成2年から供用を開始しており、流域の方々と構成する「流雪溝管理運営協議会」により、1日4回の投雪時間を設定し、流雪溝への投雪に御協力をいただいているところであります。町といたしましては、施設の維持管理や協議会に対する支援を行い、維持管理に係る費用は、国、道及び町が負担しているところであります。流雪溝を維持管理して利用するためには、流域の方々と、町の役割分担が大切であります。供用開始から26年が経過したことに伴い、未利用者、空き家、空き地の増加や流域の方々の高齢化に伴い、投雪作業が困難になってきていると認識しているところであります。今後も流域の方々と町の役割分担を基本としつつ、未利用者に対して投雪の周知を行うほか、空き家・空き地の雪処理、投雪が困難な高齢者に対する支援のあり

方を検討してまいりたいと思います。

以上申し上げまして、答弁といたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） ただ今答弁していただきましたけれども、再質問させていただきますが、平成27年度の決算のときに出されておりました事務事業評価調書で、ここに書かれているのが「長期的な視点で公共施設の整備維持管理、運営等を最適化することにより、総合計画、財政計画と連携した計画的な財政運営が可能」というふうに担当課長の意見が付されており、当然こういったことは理事者も承知のことだというふうになっておりますが、これを受けて本年度当初予算では計画の策定委託料が計上されておりますが、そこで以下の点についてお伺いしたいと思います。

一つ目は、計画期間及び目標縮減率でございますが、先ほどの答弁で、この計画期間はあえて設定しないという答弁がございましたが、どうしてそのように計画期間を設定しないのか。多分にですね、総務省からの要請はおそらくこの計画期間、あるいは長期的な将来見通しの期間なんかもそれなりの年数は示されていると思うんであります。

したがって、この計画策定をされているというふうに言われましたけれども、この計画書策定に当たっても特別交付税で2分の1が措置されると、こういう状況であるというふうには私は理解しておりますが、そうした中であえて計画期間を入れない計画書とはどういうものなのかということをお聞きしたいことと、その計画期間をもし立てた場合に、例えば総合計画ですと5年ごとに見直しをすると、いわゆるフォローアップの関係でございますが、そういったものも是非必要になるのではないかなと。

それからもう一つは、議会と住民の関係で、共有化を図っていくという答弁がございましたが、その仕方、議会や住民に対する報告、公表の方法、こういったものはどのように考えているのか。答弁では既に策定作業に入っているということで、今年度当初予算では策定委託料も計上されておりますから、当然成果品が年度内にはくると思いますが、これが一般住民、あるいは議会に対してこういった総合管理計画が聞かれたこと、示されたことについては私たちあまり記憶にないので、これについてお伺いしたいと思います。

それから、ちょっと具体的なんですけども、上川総合振興局管内でこの計画…26年以降28年の3か年で計画するように要請されているはずですが、これらについてどの程度の市町村が計画を策定されているのか。ちなみにこの近隣では名寄と美深が策定されているような報道がございますが、それらはいずれも計画期間や見直し期間がはっきりと明示されております。そういったことを踏まえると、最初に申し上げましたような計画期間について設定しないことの疑問がますます強くなるわけでございまして、特に時間の関係上、この計画期間をみない理由、これは将来的に下川の公共施設の維持管理上、どうして計画期間が設定できないのかということ率直にお聞きしたいと思いますので、町長の見解を再度求めたいと思います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。  
総務課長。

○総務課長（蓑谷省吾君） おそれいます。ただ今の質問に対して答弁させていただきます。

まず、計画期間の関係なんですけども、計画期間を定めないというふうにお答えしましたが、計画は10年以上とすることが望ましいというふうに総務省通知もあります。北海道の公共施設の総合管理計画に当たる北海道インフラ長寿命化計画でもやっぱり10年というふうになっているものですから、計画は今後…まだ策定が全部完成しておりませんので、計画期間については考えていきたいというふうに思っております。めど的には10年ぐらいということでは今考えているところです。

それから、町民との合意形成を図りながらということなんですけど、取りあえずまだこの計画の案が上がってきておりません。調整しながら今進めているところなものですから、ある程度のところで年度内に策定する必要がありますので、可能な限り町民の皆さんにお知らせしながら、意見をいただいたりしていきたいというふうには今のところ考えております。町民説明会を開いたり、指定管理者の方への説明だとか意見聴取だとかそういったことも含めて、当然議会の方にも御報告したり御相談したりするという事になるかと思っております。実際にその計画が出来上がって、その後更新を進めていくことになるかと思っております。そのときには都市計画マスタープランですとか、総合計画ですとか、財政計画なんかと整合性を取りながら、今の状況で進めていった場合に年間どれぐらい掛かるかということも計画の中で出てくるかと思っておりますので、そのへんを利用されている団体の方、住民の方、そういったところに対しても意見を取りながら年度年度の事業を決めていくことになるかというふうに思っております。

数値目標の設定についてなんですけど、指針では公共施設の数、延べ床面積ですとか、トータルコストの縮減、平準化に関する目標などについて可能な限り目標の定量化に努めることが求められています。下川町の方はできるだけトータルコストですとか、それぞれの公共施設の状況を把握して、その中でトータルコストの縮減ですとかそういったことをうたってきますので、それらをどう平準化したり縮小したり、更新のときにやっていくかということを検討しながら、その計画を基にして随時進めていくことになるかというふうに考えております。

それから、管内の計画の策定状況なんですけど、7自治体で策定済みというふう聞いております。16自治体で現在策定中となっております。先ほど仰ったとおり、策定済みには美深町ですとか、このへんですと名寄市などがもう既に策定が終わっているという状況となっております。全道的には策定済みが51自治体が策定されたというふうには数字的には伺っております。以上になります。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 大変詳しく、要請の内容も説明いただきましたので、公共施設

等の総合計画の内容については理解をさせていただきましたけれども、先ほども申し上げましたように、この計画を策定するに当たっては、今日の一般質問でもいろいろ出ております…グランドデザインですとか、今総務課長さんも仰られておりましたように都市計画マスタープランですとか、そういった計画の名前が出てきますけれども、下川町の最上位の計画というのはなんといっても総合計画でございます。この総合計画を策定するに当たり、先般、答申も出されたようでございますけれども、そういった時期にですね、今年度策定すべき年である総合管理計画が一向に触れられていなかったのかどうか。こういったことについて果たしてそれで議会や住民に対する情報が十分に成されていたというふうに判断しているのかどうか。もう一度そのへんをお伺いしたいと思います。私は会議に出たわけでもございませんので、実際にそういったことが評価調書の中でも出ているんですから、そういったことの内容について、さきの町民委員会ですとか、先般の総合計画でこういった下川町の将来のグランドデザインの基ともなるべき公共施設管理計画について、どのような議論があったか…なかったのか、なければなかったで結構ですから、是非そのへんをお知らせ願いたいと思います。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（蓑谷省吾君） まず総合計画の審議会の中で、この管理計画について…この点についての審議というのはしておりません。ただ、施設管理ですとかそういった部分で、個々の施設…私の担当でいくと管財の方の担当にもなるものですから、そういった面でのいろいろな御意見はいただいたりはしております。

それから、町民の方に対する説明ですとか周知というのは、これから考えているものですから、まだそこまではいっていない状況にあります。以上です。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 言葉尻を取って悪いんですが、まだそこまでいっていないということは、今後住民説明会とか、アンケートとか、いわゆるパブリックコメント…そういったものを予定しているというふうに解釈してよろしいんですか。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（蓑谷省吾君） 案がある程度まとまってきた段階で…まだ今調整中なんですけども、その段階でいろいろ住民説明会ですとか、それから周知のチラシを出したりですとか、最終的にはパブリックコメントをやりたいとは思っております。以上です。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） そういう作業を含めて、この年度末に…要請のあった3か年の中で策定をすると特交でみられるという部分については、期待に応えられるんですか。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（蓑谷省吾君） 短いですが、できるだけやるようにしていきたいと思っております。以上です。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 大変だと思うんですけども、財政が厳しいという…日頃申し上げておられるようではございますけれども、そういった僅かな財源も見逃さないということには十分気を使っていたらいいというふうに思いますし、この計画については…将来ですよ…将来施設を廃止して除却をするとか、統合するとか、そういった場合の費用については財政的に負担が期待できるのかどうか、そこを伺いたいと思います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。  
総務課長。

○総務課長（蓑谷省吾君） 計画の策定に当たって、国からの財政措置ということですが、まず先ほど仰られたとおり、特別交付税での手当が2分の1措置されるということが一つです。

それから計画に基づいた起債というのにつきましては、公共施設最適化事業債というのがあります。それから、計画に沿って施設を除却した場合には、そういう起債が使えるものがあります。それから、一般単独事業債になりますと、除却に対して起債で100%充当で借りられるということになります。通常の除却のみの場合は、起債対象にはならないというふうに把握しております。この計画に載せてあれば起債も使えるということになります。以上です。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） さすが総務課長、そういった財源的なものはよく勉強されていると思ひまして、感心をさせていただきますけれども、ここで町長にお伺いいたします。

公共施設と総合管理計画というのは単に計画書をつくってOKではないということは十分理解していると思うんですが、まちづくりは住民に提供する行政サービスに大変影響を及ぼすものでございます。計画の実行性を確保するためにも、やはり数値目標というのはしっかりと立てるべきではないかと思ひます。そういった意味では、今年完成をしてオープンしたばかりのまちおこしセンター、あるいはさきの臨時会で予算が認められて着手しております宿泊研修交流施設などの個別施設に関しても、この総合管理計画に基づく公共施設の整備等が明確になっていけば、もっともっと議論の仕様があつたのではないかと、こんなふうにも思ひますし、そのことはこれから10年といわず、将来の下川町の人口の推移、こういったものを考えたときには、当然大事な要素になろう

かと思います。ましてこの計画に載っていなければ、先ほど総務課長の答弁にあったようにですね、除却したくてもその経費が特例債として認められないということになります。これから下川町は水道施設の改修があります。これは既存の場所に…同じところに建つはずがないと思います。そうするとそういった公共施設も当然除却の対象です。この制度があるからではなくて、こういった最適となる特例債を利用するという財源のことを考えるのも町の責任だと思いますので、町長におかれてはこういった部分も十分に情報提供されるようにしていただきたいということと、この計画を立てたからといって確実にそれを実行してくれということではないので、やっぱり行政サービスとのバランスがありますから、そのへんについては適宜やっていただきたいとこんなふうをお願いをして、その一点目の公共施設の関係については終わりたいと思いますが、後ですね、こういった計画に基づく内容で具体的な例としまして、保健センター機能、あるいは福祉関係団体の活用、そして児童クラブの運営などを主要目的として平成14年1月に完成されたいわゆる総合福祉センターハピネスでございますが、ここは待望の児童クラブが開設されまして、児童福祉、放課後児童対策として大いに活用されて、関係者…いわゆる教育関係者、あるいは保護者からも大変評価を得ていたわけでございますが、御案内のとおり今は2階に立派な施設を改修して利用しております。ここについてはですね、当初、町民会館の今の場所に放課後児童対策として緊急を要するとして町は児童館的な要素として2階を開放して利用した経過がございます。その後、要望に沿って総合福祉センターハピネスを建てる時の目的の一つとして、主目的として確か児童クラブを含んだ福祉の殿堂として建設された経過があるというふうに思います。これについては計画時におりました松野尾教育長も十分ご存知だと思うんですけども、そういったものがその後の変遷で町民会館2階にいつているわけですけども、この公共施設でございますハピネスの中の旧児童クラブが使っていた二つの部屋、答弁ではA会議室、B会議室とあって、いわゆる貸館的な要素として利用しておりますが、その利用度も前年度と比較すると若干でありますがこのA会議室、B会議室とも利用が落ちております。そういったことを考えると、果たしてそういった当初の目的以外に利用することになっていたこの部分について、現在は…先ほどの説明で分かったんですが、将来的にいわゆる貸室、貸館的な要素もあってもいいと思うんです。

それともう一つは、やはり固定化して最も需要の高い部屋として利用できるようなことを是非検討していただきたいと思います。例えばでございます…そのようにしてくれとは言いませんが、例えば子育てグループ等が利用可能な団体とするということを公募などをして、一方で固定化しようとする部屋を是非活用していただくと。こうすることによって、老人クラブや各種検診、それと午前中に奈須議員が言っておりました幼児教育と児童の教育ですね、ここの部分の狭間、いわゆる幼児センターでやる教育と、児童室でやる部分とのこの狭間の対象以外の方がですね、やっぱり固定された部屋があると利用が可能だと思うんです。まして小学校に近くて外に遊技場もある最適な場所だと思うんです。こんなことを考えると是非ですねこういったふうにご利用できないかどうか、改めてその検討する余地はまったくないかどうか町長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 人口減少とともに心配されるのが公共施設の利用度が低くなっていくということでありまして、このハピネスの中の会議室だけではなくて全体的にそういうような利活用方法というのは見直ししていく時期にきているのではないかと考えています。いわゆる公共施設がどんどん増えてきますと管理費も大きくなりますし、また利用度も低くなっていく、そういう意味では無駄な施設が非常に多くなっていく可能性がありますので、そのへんは総合管理計画だけに頼ることなく、しっかりと個別にでも検証しながら研究していくことが大事だろうということと考えてございますので、今良い提案をいただきましたので、改めてまた担当といろいろ相談をしながら今後進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 今の具体的な提案についてですね、是非関係団体とも十分協議されまして、…バランスも考えながら可能かどうかですね、できれば年度内に結論を出して、直近の議会等で報告がもらえれば大変いいのではないかとというふうに思います。

最後の質問でございますけども、答弁もございましたように、このインフラ施設としての流雪溝の関係でございますが、平成2年の12月から順次国道、道道そして町道に、この積雪寒冷地では極めて当時困難と言われておりました流雪溝でございますけども、克雪親雪、あるいは交通安全、そして商店街の活性化等の目的で敷設されて、これについては町長も十分すぎるほど承知をしているというふうに思っています。こういった流雪溝ですね、答弁にもあったように、やっぱり事業所や商店の廃業等でですね空洞化されまして十分な投雪作業ができなくなったということでございますので、この部分について現状のままですと御承知のとおり現地に行くまでもございませぬ…駅前もしかり、国道もしかりでございますけども、やはり相当歯抜け状態になってですね、せつかくの流雪溝を敷設しながらも国道両脇、道路両脇は雪の山になっていると、こういったことを考えると、この維持管理をですね定期的に一定のルールをもって、公費負担で解消することができないのかどうか、そういった検討をすることができないかお答えをお願いします。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君） 御説明いたします。議員から言われたように、この事業につきましては、昭和61年、国の冬トピア事業によって進められたもので、平成2年から供用開始をされているということでございます。現在、流雪溝連絡協議会…121者の4区に分けたかたちで作業して投雪をしているところでございます。既にもう27年目に入ったということで、高齢化というのが非常に大きな問題になっているところでござ

います。町長も述べられたように、現在…3m以上の雪が積もっている箇所を調査させていただきました。全部で39か所ございました。その内容といたしましては、未利用箇所これが28か所、それから社寺…お寺、神社これが3か所、公園これ1か所、空き地が7か所でございます。この未利用箇所というのが非常に…未利用者また準接道…準接道というのは何面かに向かって接しているというところも入っているということで、その方が必要ないと思われるところは投雪していないというようなところでございます。これは合わせて19か所でございます。

この中で空き店舗というところを調査させていただきました。今のところ2か所なんです。そのうち1か所はもう既に新しくやる方が決まって…1か所だけ空き店舗という状態でございます。元を辿れば町の産業ということで、商業店舗の隣接しているところに流雪溝がつけられたということで、店舗の活用というところが非常に大きな問題かなというふうに思っています。現状といたしましては、高齢者の方も高齢化の問題があるにしても非常に協力的にやっただいていてというふうに思っております。

今後の課題といたしましては、先ほど未投雪箇所、未利用者の…これが大きな一番の要因と思っております。これに対しての皆様への周知、協力願い、それから空き地や空き家と、それから比較的大きな面積をお持ちの社寺、そういうところについては危険な箇所についてパトロールしながら手を加えていきたいというふうに思っているところでございます。また今後、高齢者の方については、今後について影響がますます深刻になってくるというふうに思っております。これにつきましても投雪作業の困難者を支援する何らかの仕組みが必要であると感じているところでございます。以上でございます。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 経過も含めて若干の現況の説明もございましたので、分かりやすいんですけども、この流雪溝については、国道以外では役場前の通りの道道ですね、それと旧駅前道道もありますよね。そして寿さんと西野さんの間の部分については流雪溝は水路の関係で…流雪溝はできないということですから、そういうことは当初から分かっているんですけども、今回このまちおこしセンターをはじめ宿泊交流施設なんかをですね建設される場所、この部分については両側に流雪溝がございます。そういったことからですね、そのほかにも一部町道には旧昭栄座だとか、旧農協の方に向かっていくところにも一部ありますけども、こういったところについては、町の方では当該地区は地域商業再生計画のエリアということで、今後やっぱりいろんな施設ができたときに何らかの対応が必要になるのではないかと思います。現状は商店街も少なく、廃業したところも多いですし、空き地も目立っております。当然こういったところも放置しておきますと雪山になります。そういう意味からすると果たしてこういった状態がいいのかどうかということの疑問も出てきます。

それともう一つは、旧駅前以外の他の商店街のエリア、このにぎわいの創出と交通安全、環境美化の点からでもやっぱり何らかのルールでこの流雪溝投雪の公費負担なり、一定期間できるようにすることが今後必要ではないかというふうに思いますが、現状ではアイスクャンドルフェスティバルのときにですね、ボランティア作業で一時的に解消

しているというのが実態でございますが、先ほどの一般質問にもありましたように、この町道は今年から全線民間委託すると、非常に効果が期待されるといっている反面ですね、町の玄関口に近いこの流雪溝が全くそういったところで対応できないというのは、例え三者協議で…国、道、町でやるにしてもですね、それらについてはもっともっと協議の仕方があるかと思えます。特に管理者協議会があるわけですから、ここを有効に使うことによって公費の負担の支出の仕方も当然工夫すればあると思えます。直接町費を入れるということは、これは私財法上ですね困難な部分もあると思えますけども、そういったことも研究しながら是非解消を図っていただきたいと思うわけでございます。

下川このままですと…持続可能なまちづくりを標榜しておりますし、環境未来都市を目指す町として町外から訪れる方も結構おりますから、そういった方々に対しての流雪溝の優位性を、先ほど杉之下課長が言ったように設置当初の優位性を十分訴えることができないのではないかと思います。

そこでこういった雪山を解消して、いつ来てもきれいな歩道であるということを再度再現するためにも、町長が普段から言っているように、住んで良かった、あるいは住んでみたい町としてアピールをしていくことがこの件については可能でないかというふうに思います。是非思い切った施策を期待したいので、町長の言っている幸せ日本一のまちづくりを政治公約の主要テーマにしている町長の本気度を最後にお伺いしたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） これ何回も言いますが、本当に除雪、排雪というのは地域課題として最たるものだと認識しております。今年度は新しく民間事業者の方々に要請して、新しい組織も設置していただきましたし、また町道の全面委託というかたちで新しい方向転換も今進めさせていただいているところであります。

特にこの流雪溝については、20有余年経ちましたので、また少しコミュニティ形成も含めて地域のこういう維持管理のあり方、それから三者協議の持ち方、こういうところもしっかり取り組んでまいりたいと思っております。さきのシーズンも実は開発局さんに要請いたしまして、本来ですと流雪溝のところは排雪をしないんですけれども、例えば旧日の出湯さんや今井理容院さんの前、ここの歩道が一定程度通行が出来なくなったということで、先ほどの子供の通行の確保というのをしていかなければならないと同様にですね、町の方から要請をして排雪をしていただいたというこういう箇所が2か所ございました。こういうかたちで町ができないところはまた国や道に働きかけをしながら、しっかりとこの三者協議の方法を高めていきたいなど、このように考えておりますので御理解をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 是非、三者協議の成果いかんばかりでなくてですね、是非空き家の解消に前向きな姿勢を示していただきたいと思えます。

ここで、実は質問通告にないので、議長に発言の許可をいただきたいのですが、よろしいでしょうか…はい。

それでは発言の許可をいただきましたので、議会の活性化を議論する基本的な足掛かりとして町長に伺いたいと思いますが、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

私ども一議員として質問を通じて住民の声などを政策提言、要望しておりますが、他の議員の方と内容が類似している場合、あるいは議員間の議論を経て整理して、議会の総意として正式に文書で理事者に政策の提言、要望を行った場合ですね、公表を前提として回答していただくことが可能かどうか、これは町長は元議員…議長でもございますので、その趣旨は十分わかると思ひますので、簡単で結構ですから御答弁をお願ひしたいと思ひます。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） これは私だけの判断ではちょっとできないんですけれども、基本的に大きな議会は会派があって、そして会派ごとに要望、要請会というのを設けております。そして特に市長サイドでそういうことを受けてですね、そして回答していくということが大体常でやっております。町村は会派がなかなかなくてですね、そういう意味では議会が新しい改革をしていこうというときに、どうしてもまとまらないというのがこれ実態であります。しかし、必要とするものが議会の中で、あるいはまた町全体で要請していかなければならないというものについては、そういうようなものを文書でいただければ、回答できるものは回答していきたいなということで考えてございますので、大いに遠慮しないでですね出していただいて、ただ全部をできるできないというのは非常に判断というのは時間が掛かる場合もありますので、そのへんはご容赦いただければと思う次第であります。以上です。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） さっそく御答弁いただきまして、この分についてはですね、通常一般質問ではお礼は申し上げませんが、この部分については真摯な答弁いただきまして、大変ありがとうございます。以上で終わります。

○議長（木下一己君） これで、近藤議員の質問を閉じます。

以上で一般質問を終わります。

ここで、15 時 20 分まで休憩といたします。

---

休 憩 午後 3 時

再 開 午後 3 時 2 1 分

---

○議長（木下一己君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第 6 及び日程第 7 継続事件審査結果報告を一括議題といたします。

両案につきましては、平成 28 年第 3 回定例会において、認定第 1 号「平成 27 年度下川町各種会計歳入歳出決算認定について」及び認定第 2 号「平成 27 年度下川町公営企業会計決算認定について」を決算認定特別委員会に付託しておりましたが、認定すべきものと決定したとの審査報告がありましたので、審査経過の報告を求めます。

斉藤好信 決算認定特別委員長。

○決算認定特別委員長（斉藤好信君） 平成 28 年 9 月 16 日開催の第 3 回定例会本会議において継続審査に付された事件について、会議規則第 76 条の規定により、次のとおり審査結果を報告します。

平成 28 年 10 月 24 日から 28 日の 4 日間にわたり開催し、理事者及び関係課長等の出席を求め、付された各種会計並びに公営企業会計の決算審査を行ったものであります。

基本的に予算の目的に沿った効率的な運用が図られており、また、係数的にも的確な処理がなされていることを確認し、付された事件はいずれも認定すべきものと決定したので報告します。

審査意見として、歳入においては、町税が 4.3%の伸びを見せ昨年度に引き続き 3 億円を超えた一方で、地方交付税が 1%、2,692 万 6,000 円減の 27 億 3,790 万 9,000 円と減少し、依存財源に頼る財政運営において非常に厳しいものがあり、今後の地方交付税の動向を的確に把握するとともに、自主財源の確保に努めてもらいたい。

歳出については、前年度に比べ投資的経費が 1 億 8,770 万 2,000 円減少であるが、その内容は補助事業が 3 億 2,000 万円の減少に対し、単独事業が 1 億 4,441 万 9 千円増加している状況にある。今後一層の健全財政の堅持に努めてもらいたい。

特別会計においては、各会計の未収金対策のほか、下水道施設等の経年劣化対策、簡易水道事業の配水管の更新等、介護保険及び国民健康保険財政等多くの課題を抱えている。

また、公営企業会計においては、入院患者は前年度比 432 人増加しているものの、外科外来の休診、院外処方開始等により前年度比 3,909 人減少している。地域医療の継続のためにも更なる経営収支の改善と患者サービスの向上に努めてもらいたい。

特別委員会審査の最終日に、①平成 26 年度決算理事者見解の対応について、②産業の振興について、③サンルダム完成に向けた今後の展望について、④放課後児童対策について、⑤除雪対策について、理事者に見解を求め、そのうち平成 26 年度決算理事者見解の対応については、次の二点に分けて見解を求めている。

①前年度に引き続き 1 億円を超える不用額の対応について。②税及び使用料等の滞納繰越額増加に対する対策について。

また、産業の振興については、林業・林産業の状況と今後の展望及び手延べ麺業者の高齢化等に伴う支援策等の考え方について見解を求めた。

理事者側からの回答は、次のとおりである。

一点目の平成 26 年度決算理事者見解の対応について、不用額については指摘を受けた

後、しっかりと見積り、積算をする方針を示し、補正の度にしっかりとクリアできるように指示してきたが、どうしても年度末の補正に間に合わないなどやむを得ない状況があった。補正予算編成時に執行状況を適切に把握し、適正な時期に補正減するよう努めたい。滞納については、所管が責任を持って徴収業務を行っているが、滞納者に対し手続をしっかりと取り収収の確保に努めたい。

二点目の産業の振興については、手延べ麺後継者不足等により事業所が減少し、生産量、販売数量が減少している。本年度設置した下川産業活性化支援機構タウンプロモーション推進部で人材の発掘、後継者育成、起業発掘などを進めたい。林業・林産業の現状は、川上側では森林所有者、林業従事者の高齢化に伴う後継者問題、国道補助金の減額による森林整備量の減少、高性能林業機械が高額で導入できない。川下側では、経営者、従業員の高齢化、担い手不足及び機械設備の老朽化、経済情勢低迷による消費減少が課題であり、8社9工場の維持が図られるよう支援したい。

三点目のサンルダム完成に向けた今後の展望について、サンルダム事業所と協議を進めスケジュールを確固たるものにするとともに、昨年11月にサンルダム周辺整備計画が答申されており、それに基づき下川らしい特色のある整備を柔軟に対応したい。

四点目の放課後児童対策について、厚生労働省の補助を活用し教育委員会が所管しており、課題は関係者とヒヤリングを行い、保健福祉課と連携を図り児童室運営に取り組みたい。

五点目の除雪対策について、従前は郊外を民間委託、市街地を直営していたが、併せて委託することにより効率化が図られ、パトロール業務を重点化することにより細やかな住民サービスが可能になり、歳費は大きく変わらないが見えないところでの経費削減が図られるとの回答であった。

その他質疑の中で見えてきた課題は次のとおりである。

一つ目、滞納者が固定化しており、関係各課が単に連携ではなく、未収金対策を具体的に講じるとともに、上川管内広域滞納整理機構との交流の検討も必要。

二つ目、手延べ麺はブランド製品として定着しており、町及びタウンプロモーション推進部が積極的に深い関わりを持つことが必要。

三つ目、林業・林産業の課題解決のため町の役割は大きく、情報を的確に把握し強いリーダーシップの発揮が必要。

四つ目、子育て支援に関する計画は保健福祉サイドが策定しており、乳幼児から学童保育を含めた保育関係等一貫した子育て支援を充実するため、所管を一元化することが必要。

結びとして、地方交付税交付金の減少等地方財政が厳しさを増す中、健全財政を維持しながら、新しい事業に積極的に取り組み、成果を上げていることは評価できるものであるが、一方で、日本全体の少子化・人口減が地域全体の人材不足に直結しており、それがまた行政サービスの質や地域活力に暗い影を落としつつある感は否めない。

事業実施に当たっては、町民の事業に対する後年度負担を心配する声が多く、正確な情報提供を行い合意形成が図られることを強く希望し、今回の決算認定特別委員会で明確になった課題に対する具体的な解決策が、新年度予算案に反映されることを期待したい。以上。

○議長（木下一己君） ただ今、決算認定特別委員長より審査経過の報告がありました  
が、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、認定に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 特にないようですので、次に、認定に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、認定第1号を採決します。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、認定第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第2号を採決します。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、認定第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（木下一己君） 日程第8 議案第1号「下川町農業委員会の委員の定数条例」  
を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第1号 下川町農業委員会の委員の定数条例について、提  
案理由を申し上げます。

本案は、「農業委員会等に関する法律」の一部改正に伴い、農業委員の選出方法が公選制から市町村長が議会の同意を得て任命する方法に改正されるため、新規条例の制定及び関係条例の廃止をするものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、事務局長に説明させますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（木下一己君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（市田尚之君） それでは、私の方から今回の主な改正内容の御説明をいたします。

今回の改正では、農業委員の選出方法が変更となり、現在は農業者の中から選挙で選ばれた選挙委員と、農業団体、市町村議会が推薦したものを市町村が任命した委員で構成されておりますが、改正後は選挙制度を廃止するとともに、議会推薦、団体推薦による選任制度も廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化するものです。その際は地域から推薦、公募等を行うこと。農業委員の過半は認定農業者であること。また、利害関係なく公正に判断できるものを必ず入れること。さらに、女性・青年農業委員を積極的に登用することなどが改正内容に盛り込まれております。

また、今回の条例制定に当たりましては、農業委員及び農業振興審議会にも御意見をお聞きし、耕地面積、農家戸数等、総合的に判断し、現行の11人と同じとした次第でございます。

なお、今回の改正に伴いまして、関係条例の「下川町農業委員会の選挙による委員の定数条例」及び「下川町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する条例」を廃止するものでございます。

以上で私の方から主な改正内容の説明を終わります。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がりましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 一点お伺いします。農業委員会委員さんはこの法律改正に基づいて、従来の公選制から、議会の同意を得て任命するというふうになった説明でございしますが、この場合に既存の…同じように議会の同意を得て任命する他の委員さんとの報酬等で、特に議論があったのかないのかお伺いしたいと思っておりますが、報酬等審議会が先般開かれておりましたはずですから、そこでそういった議論があったのかないのかお伺いしたいと思っております。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（市田尚之君） 報酬等の議論につきましては、その場ではまだ行っておりません。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） その場で行っていないということは、新たに…現委員さんが任期満了となる来年でしたか…7月19日過ぎて、そのときには何か検討するという意味に取ってよろしいのでしょうか。それとも委員さんの身分は何ら今までと変わりはないということで、報酬に変更はないということなのかどうか、そこだけはっきりお聞かせください。

○議長（木下一己君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（市田尚之君） 農業委員会といたしましては、今までどおりの…変更なしというふうに今のところ考えております。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（木下一己君） 日程第 9 議案第 2 号「下川町いじめ防止対策推進条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 2 号 下川町いじめ防止対策推進条例について、提案理由を申し上げます。

本条例は、平成 25 年 9 月に施行された「いじめ防止対策推進法」及び平成 26 年 4 月に施行された「北海道いじめ防止等に関する条例」に基づき、本町のいじめ防止等を目的に制定するものであります。

本町におきましては、いじめ等による重大な事態はこれまで発生しておりませんが、児童生徒のいじめの防止等に関し取組を明確化するため、基本理念及び関係者の責務と役割を定め、いじめの防止等のための対策等について明らかにすることにより、地域社会全体で児童生徒を見守り、児童生徒が安心して生活し健やかに成長できる環境をつくるために条例を定めるものであります。

本条例の策定に当たっては、小・中学校の教職員、保護者、住民、福祉・教育関係者等への説明会やパブリックコメントを実施し、いただいた意見を踏まえ策定しているところであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第 2 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

○議長（木下一己君） 日程第 10 議案第 3 号「下川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」及び日程第 11 議案第 4 号「下川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 3 号 下川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 4 号 下川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、関連がございますので一括して提案理由を申し上げます。

本案は、「地方公務員の育児休業等に関する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又

は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、介護休暇の分割取得を可能とするとともに、介護のため1日の所定労働時間を短縮できる措置を新設するほか、育児休業等に係る子の対象範囲を拡大するなど、取得要件の緩和を図る内容であります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（蓑谷省吾君） 議案第3号 下川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第4号 下川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、議案第3号説明資料及び議案第4号説明資料の新旧対照表で説明をさせていただきます。

はじめに、今回の改正の背景といたしましては、近年の少子高齢化の進展によりまして、家族形態や介護状況に変化が生じてきており、仕事と育児や介護との両立に向けた取組の重要性を踏まえ、平成28年度の人事院勧告において、育児・介護制度に関する勧告がなされました。このことから、「地方公務員の育児休業等に関する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正が行われましたので、併せて所要の条例改正を行うものであります。

今回の主な改正の内容につきましては、一つは介護休暇の分割取得を可能とすること。

二つ目は介護時間を新設すること。三つ目として育児休業等の対象となる子の範囲を拡充するものの三点となっています。以上が改正の背景にあります。

次に、議案第3号の説明資料を御覧ください。

下川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表ですが、改正として条例第8条の2「育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務」に係る規定で、第1項では、対象となる子の範囲の拡充について規定していますが、民法の規定により特別養子縁組の監護期間中の子供、それから児童福祉法の規定により養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これに準ずる子を規定しています。また、その他これに準ずる子とは、法律上親子関係に準ずるといえるような関係にある子供と、子供の範囲を新たに規定し、拡充するものです。

第2項では、要介護者…2週間以上にわたり常時介護を必要とする状態の方になりますが、その方の介護について規定しています。条例第15条第1項に規定する「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改めて、第1項と同じ内容で要介護者を介護する内容について、対象の介護家族の子の範囲を拡充している内容となっております。

第8条の3第4項では、「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め、第11条では、休暇の種類に「介護時間」を追加しております。

次に、第15条の介護休暇では、第1項で「要介護者」を加え、これまで「配偶者、父

母、子供などと定め、支障がある者の介護をするため」と定めていたものを、要介護者で規定し、介護休暇をこれまで連続でしか取れなかったものを3回までに分けて通算で6か月を超えない範囲で介護休暇を分割して取れるように拡充するものとなっております。

次に、第2項では、第1項で規定した指定期間外で介護休暇の期間を規定しています。

第15条の2第1項から第3項までは新設になりますが、介護時間を新たに規定しています。

第1項では、一つの継続する状態ごとに、連続する3年の間に1日の勤務時間の一部につきまして勤務をしないことが認められる場合として介護時間を規定しています。

第2項では、介護時間を2時間以内と規定しています。

第3項では、介護時間の取得の際、給与が無給になることを規定しています。

第17条の見出しにおいて、新たに「介護時間」を追加し、第1項においても新設した「介護時間」を追加しております。

条例の施行は平成29年1月1日からとなりますが、経過措置といたしまして平成29年1月1日から3月31日まで、条例第8条の2の規定について、同条中の第6条の4第2項を第6条の4第1項に読み替える内容としております。児童福祉法が平成29年1月1日から改正施行され、再度の改正が平成29年4月1日に法の第6条の4が改正されますので、経過措置により読み替えを行う内容となっております。

次に、議案第4号の説明資料を御覧ください。

下川町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表ですが、第2条の2を第2条の3として第2条の次に1条を新設するもので、新設する条例第2条の2につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律等が育児休業等の対象となるこの範囲を拡充する改正を行いましたので、併せて条例を改正する内容となっております。

条例の施行は平成29年1月1日からとなります。

附則第2項では、児童福祉法が平成29年1月1日から改正施行され、再度29年4月1日に法第6条の4が改正されますので、議案第3号と同じく読み替えを行う規定となっております。以上となります。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（木下一己君） 日程第12 議案第5号「下川町税条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第5号 下川町税条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、「所得税法」等の一部改正に伴い、「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律」が一部改正されたことから、関係する「下川町税条例」及び「下川町国民健康保険税条例」の一部を条建てて改正するものであります。

改正の内容を申し上げますと、第1条においては「下川町税条例」の改正を行うもので、附則20条の2につきましては、日本と正式な国交を結んでいない台湾における個人の金融等利子・株式等配当について申告分離課税とし、課税の特例を定めるものであります。

また、附則20条の3につきましては、日本と租税条約を結んでいる他国における個人の金融等利子・株式等配当について申告分離課税とし、課税の特例を定めるものです。

また、第2条においては「下川町国民健康保険税条例」の制定附則に4項を加えるものであり、10項及び11項では、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定等に用いる総所得金額等の合計に、台湾における個人の金融等利子額・株式等配当額を加える

ための規定であり、12 項及び 13 項につきましては、租税条約国における個人の金融等利子額・株式等配当額を総所得金額等の合計額に加えるための規定であります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） 議案第 5 号 下川町税条例等の一部を改正する条例につきまして、御手元に配付しております議案第 5 号説明資料「下川町税条例等の一部を改正する条例の概要」にて御説明をさせていただきます。

まず 1 ページを御覧いただきたいと思います。

条建て第 1 条の下川町税条例の一部改正についてであります。番号 1 番は附則第 20 条の 2 を追加する条項であり、台湾における特例適用利子及び特例適用配当…これに係る所得を分離課税といたしまして、町民税の利子割及び配当割の税率を 3%とするものでございます。台湾につきましては、現在、日本と正式な外交が存在しておりませんが、昨年 11 月、両国の民間団体等によりまして所得に対する課税に関する二重課税…この回避及び脱税の防止のための取決め…これらがなされました。この取決めを行政上の効力及び課税権の効力…これを持たせるため国内法が整備されたものでありまして、このことを受けての措置でございます。

また、番号 2 番につきましては附則第 20 条の 3 の追加であり、日本と租税条約を締結している他の国、65 か国あるというふうにいわれておりますけれども、ここにおける個人の町民税の課税特例についての規定であり、下川町税条例の規定では、町民税の所得割は課税総額の 6%というふうになっておりますが、他の所得から申告分離課税といたしまして町民税の所得割の税率を 100 分の 5 の税率から限度税率…これを控除した率に対して 5 分の 3 を乗じた税率とするものでございます。

資料の 2 ページに、条項の中のイメージを参考資料として付けてございます。

2 ページの縦点線が入っている部分…これの左側につきましては、日本国内でございませう。右側が台湾並びに他の租税条約締結国というふうにご覧いただきたいと思ひます。

日本に居住する構成員 A…黒丸で白抜きしてございませうが…構成員 A があります。日本の金融機関から直接配当を得る場合、赤い点線で書いてございませうけれども、これが直接配当を得る場合でございませう。この場合、日本国内で完結することになりますので、赤枠にあるように町民税 3%、道民税 2%、所得税 15%と合わせて 20%の源泉徴収及び特別徴収というふうになります。

しかしながら、緑の実線で表示してございませうけれども…日本の金融機関等から配当利子を受ける構成員 A でございませうが、台湾並びに他の租税条約締結国の団体課税を選択している投資事業組合等を通して配当利子を得る場合でございませう。本来、日本で完結する場合は 20%の課税ですけれども、この 20%の課税が制限されるということとなるために、下にございませうが税条例を改正いたしまして、台湾である場合には申告分離課税

により町民税 3%、租税条約締結国においては 5%の税率から限度税率を引き、5 分の 3 の税率を乗じた町民税とすることとしております。

資料の 1 ページに戻っていただきたいと思ひます。

次に、条建ての第 2 条でございますが、国民健康保険税の条例の一部改正であります。

いずれも第 1 条の税条例の改正と同様の趣旨によりまして、台湾及び租税条約を締結している国の対応とするものでございます。

番号 1 番、2 番においては、附則第 10 項、11 項の規定を追加するものであります。

分離課税されている台湾からの特例適用利子及び特例適用配当…これを下川町国民健康保険税の所得割の額の算定及び軽減判定等に用いる総額所得金額等の合計金額…これに加えていくという規定でございます。

また、番号の 3 番、4 番につきましては、第 1 条と同じように条約締結国の措置でございます。

条建て改正の第 1 条及び第 2 条いずれの改正につきましても、平成 29 年 1 月 1 日から施行するものであります。

以上説明とさせていただきます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がございましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 5 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 5 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（木下一己君） 日程第 13 議案第 6 号「下川町介護予防生活支援事業条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 6 号 下川町介護予防生活支援事業条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、「介護保険法」の改正により、平成 29 年 4 月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始することとなりますが、介護予防生活支援事業の一部が介護予防・日常生活支援総合事業と重複するため、対象者を介護予防生活支援事業と介護予防・日常生活支援総合事業のそれぞれに該当させることとすること及び「介護保険法」改正により、介護予防訪問介護と介護予防通所介護が介護給付費のサービスから介護予防・日常生活支援総合事業に移行することにより、新たな利用者負担基準額を設定する必要があることから一部改正を行うものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第 6 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

○議長（木下一己君） 日程第 14 議案第 7 号「定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 7 号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、提案理由を申し上げます。

本協定は、圏域の中心的な役割を担う中心市と圏域町村が、相互に役割分担して連携、協力をすることにより、圏域資源を活かした魅力ある地域づくりと安心して暮らせる地域社会の形成を目的とする広域連携の推進を図るため、平成 23 年度に名寄市、士別市を複眼型中心市として定住自立圏形成協定を締結しているところであります。

今回、医療・福祉分野において更なる連携した取組を推進するため、一部協定内容を変更するもので、中心市との協議が整いましたことから、定住自立圏構想推進要綱の定

住自立圏形成協定の定義に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（蓑谷省吾君） 議案第7号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結につきまして、議案第7号説明資料により御説明を申し上げます。

この定住自立圏の形成に関する協定につきましては、平成23年第3回定例会において議決をいただき、平成23年9月30日に複眼型中心市であります名寄市、士別市と下川町の3者の間で協定を取り交わしているものでございます。

協定の内容は、第1条に目的が定められており、両市と下川町が相互の役割分担と連携で定住に必要な都市機能、生活機能を確保し、定住自立圏を形成すると規定しています。

第3条には三つの政策分野が定められておりまして、この政策分野ごとに具体的な取組を規定している内容となっております。

はじめに、議案第7号説明資料の右側の変更後の表になりますが、この度、三つの政策分野の一つ、生活機能の強化に係る政策分野の別表1の1医療の表の中の圏域医療体制の充実の欄で、取組の内容に「また、医療人材の育成・確保を推進する。」を追加し、その下になりますが、甲の役割…名寄市、士別市の役割になりますが、後段に「また、医療人材の育成・確保につながる研修・講演会などを開催するために、拠点施設となる名寄市立総合病院や名寄市立大学等の施設整備を行う。」と追加しております。

その下になりますが、乙の役割…下川町の役割になりますが、「また、名寄市立総合病院、名寄市立大学等と連携し、実習の受入及び研修会への参加等人材の育成・確保に協力する。」をそれぞれ追加するものであります。

次に2ページになりますが、2の福祉の表の中の、変更前は「障がい者福祉の推進」とありますものを「福祉体制の充実」と改正し、取組の内容の文章の最初に「圏域住民が安心して暮らせるよう、圏域福祉体制の充実を図る。また、」を追加し、「さらに、福祉人材の育成・確保を推進する。」と後段に追加するものであります。

その下の甲の役割は、「名寄市総合療養センター」を「名寄市こども発達支援センター」に改正し、「また、福祉人材の育成・確保につながる研修・講演会などを開催するために、拠点施設となる福祉施設、名寄市立大学等の施設整備を行う。」と追加をしております。

その下になりますが、乙の役割では、「名寄市総合療育センター」を「名寄市こども発達支援センター」に改正し、「また、福祉施設、名寄市立大学等と連携し、実習の受入及び研修会への参加等人材の育成・確保に協力する。」を追加するものであります。

以上、変更の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2 番 宮澤議員。

○2 番（宮澤清士君） 確認なんですけれども、「次のとおり締結し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する」となっています。そして 39 ページで平成何年何月何日…日にちが入っていないんですけれども、この日にちについては 4 月 1 日以前がいいのか、4 月 1 日の日にちでなければならないのか、何年何月何日と入れば妥当なのか確認させてください。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（蓑谷省吾君） ただ今の御質問にお答えします。実際にこの議決をいただいてから協定書を交わすこととなります。実際に交わした日が今空白になっております日付の欄に入って、4 月 1 日から適用されるようになるという経過になると思います。

以上です。

○議長（木下一己君） 2 番 宮澤議員。

○2 番（宮澤清士君） ということは、今日議決して明日結んだとしても、ここに明日の日付が入っても適用は 4 月 1 日からということでもいいんですね。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（蓑谷省吾君） そのようになると思います。

○議長（木下一己君） 2 番 宮澤議員。

○2 番（宮澤清士君） やっぱりこれ 4 月 1 日からとなっているんでね、その日は土曜、日曜にぶつかる場合もあるかもしれませんが、ここはあくまでも 4 月 1 日が妥当でないのかなと思うんですけれども、どうなんでしょうか。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（蓑谷省吾君） ほかの加盟の市町村とも同じように議決を得て、その後それぞれ複眼市との 3 者の協定を締結していくこととなりますので、その議決の日によっても違いますし、それぞれの日程によって実際に協定書を結ぶ日が違いますので、そのときになるというふうに考えております。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（木下一己君） 日程第15 議案第8号「平成28年度下川町一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第8号 平成28年度下川町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成28年度一般会計の第7回目の補正予算でありまして、歳入歳出にそれぞれ9億3,776万円を追加し、総額を71億1,890万円とするものでございます。

今回の補正の要因につきましては、国の補正予算によるもの、事務事業の確定及び見込みによるもの、緊急を要するもの等によるものでございます。

主な補正予算の内容を申し上げますと、総務費では、歳入に伴うふるさとづくり基金積立金、ふるさと納税に係る経費を計上しております。

民生費では、臨時福祉給付金及び福祉灯油購入助成に係る経費を。

衛生費では、病院事業運営補助金を計上しております。

農林業費では、畜産収益力向上クラスター推進事業補助金、民有林野の購入費を。

商工労働費では、地域商業再生エリア施設整備事業に係る経費を計上しております。

土木費では、事業確定及び見込み等に伴う予算の減額を。

教育費では、小中学校管理等に係る経費を。

公債費では、利率の確定等による元利償還金を計上しております。

以上、補正予算の概要を申し上げましたが、これらの財源として、町税、国・道支出金、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入、町債を充当しております。

第2条の繰越明許費の設定であります。畜産収益力向上クラスター推進事業につきましては、国の補正予算の採択を受けて実施するものですが、今年度内に事業終了が困難なことから、全額を繰越明許費として予算に定め、執行するものでございます。

第3条の債務負担行為の補正につきましては、農業者が借り入れた新農業基盤活性化資金に対する利子補給で、期間及び限度額を定めるものでございます。

第4条の地方債の補正につきましては、額の確定等に伴う限度額の変更及び畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業債ほか2事業を追加するものでございます。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっています議案第8号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

○議長（木下一己君） 日程第16 議案第9号「平成28年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第9号 平成28年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成28年度下川町下水道事業特別会計の第4回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ56万円を減額し、総額を1億7,617万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、公共下水道費で、農地転用に伴う新築住宅の建設により、報償費及び工事請負費を増額計上するほか、事業の確定に伴い、委託料及び工事請負費を減額計上しております。また、個別排水処理施設費では、合併処理浄化槽の経年劣化に伴う修繕料を増額計上しております。

なお、歳入では、事業の確定に伴い、国庫補助金及び町債を減額計上するほか、農地転用に伴う負担金及び財源調整に伴う一般会計繰入金を増額計上しております。

次に、第2表の地方債の変更につきましては、浄化センター整備事業の確定に伴い、公共下水道事業債を減額するものでございます。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（木下一己君） 日程第17 議案第10号「平成28年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第10号 平成28年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成28年度簡易水道事業特別会計の第5回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ229万円を減額し、総額を1億2,296万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、事業の確定に伴い、施設管理費で工事請負費及び備品購入費を、建設事業費で工事請負費をそれぞれ減額計上しております。

なお、歳入では、歳出の補正減に伴い、負担金、基金繰入金及び町債を減額計上しております。

次に、第 2 表の地方債の変更につきましては、下川浄水場取水ポンプ設備取替工事の確定に伴い、簡易水道事業債を減額するものでございます。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 10 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（木下一己君） 日程第 18 議案第 11 号「平成 28 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 11 号 平成 28 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 28 年度介護保険特別会計の第 4 回目の補正予算でありまして、「介護保険事業勘定」では、歳入歳出それぞれ 90 万円を追加し、歳入歳出総額を 4 億 3,924 万円とするものです。

内容を申し上げますと、歳出の介護用品給付を増額し、歳入の繰入金を増額計上しています。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 11 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（木下一己君） 日程第 19 議案第 12 号「平成 28 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 12 号 平成 28 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 28 年度国民健康保険事業特別会計予算の第 4 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 71 万円を追加し、総額を 5 億 9,338 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきまして、一般管理費で国保制度改正に伴う

会議等に係る普通旅費の増額計上と国保保険料基盤安定負担対応システム改修委託料を計上するとともに、額の再確定により前期高齢者納付金を増額計上し、保険税還付金の不足により保険税還付金を増額計上しております。

歳入につきましては、歳出で計上しましたシステム改修委託料が特別調整交付金で交付されることにより、財政調整交付金を増額計上するとともに、前期高齢者納付金の増額に伴い、療養給付費交付金を増額計上し、一般管理費の増額及び保険税還付金の増額により、一般会計繰入金を増額計上しております。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 12 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（木下一己君） 日程第 20 議案第 13 号「平成 28 年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 13 号 平成 28 年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 28 年度後期高齢者医療特別会計予算の第 2 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 213 万円を減額し、総額を 5,680 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきましては、額の確定により北海道後期高齢者医療広域連合に対する事務費負担金及び保険料等負担金を減額計上しております。

また、保険料還付金の増額に伴い、予算の一部組替えを行っているところであります。

歳入につきましては、額の確定により、一般会計繰入金を減額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がりましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 13 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（木下一己君） 日程第 21 議案第 14 号「平成 28 年度下川町病院事業会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 14 号 平成 28 年度下川町病院事業会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出において、病院事業収益を 2,400 万円増額し、収入総額を 5 億 4,395 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、さきの議会で御議決いただきました、退職手当組合負担金及び給与改定による給与費の増に伴う財源調整により、医業外収益の一般会計補助金を増額計上するものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 14 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（木下一己君） 日程第 22 総務産業常任委員会から道外所管事務調査結果報告を行います。なお、報告事項については、印刷して御手元に配付してありますので、委員長の報告は簡潔にお願いをいたしたいと存じます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 総務産業常任委員会道外調査について報告いたします。

10月4日から6日の3日間、先進的な取組を進めている長野県塩尻市、小布施町で実施いたしました。

報告書の5ページでございます。

所見といたしまして、先進的な事例を踏まえまして、森林・林業・林産業を基幹とする本町の現状からしますと、森林総合産業を創造する総合的な見地で、安定的な原料の確保を担保するとともに、木材業界の新たな事業展開による雇用の場の創出と地域経済の活性化を積極的に支援していく必要があります。

また、熱電併給事業が先行する中での原料確保に繋がる森林整備の拡充、拡大、そして包括的な施策の展開を、リーダーシップを発揮して主体性をもって積極的に図っていくことが本町の安定的な持続性のある発展を図っていくためにも緊要であります。

次に10ページでございます。

小布施町議会は、2010年…平成22年3月から全国6番目の早さで「通年議会」を導入するとともに、全国的にも珍しい「政策立案」など4つの常任委員会を設け議会改革を加速させているもので、調査の所見といたしまして、議会は住民の代表であり、住民に一番身近な存在である議員が、地域の状況と町の施策を確認・調査して議会で議論するとともに、町長に提言することにより、より一層行政サービスの向上を図ることができます。

こうしたことを踏まえまして、今回の調査を基に小布施町が実践している事項について、実行できるものは確実に実践、実行していくため、今後引き続き議会活性化の議論を深めていく必要があります。

以上申し添えまして、道外調査報告といたします。

○議長（木下一己君） 以上で、報告を終わります。

---

○議長（木下一己君） 日程第23 総務産業常任委員会から町内所管事務調査結果報告を行います。なお、報告事項につきましては、印刷して御手元に配付してありますので、委員長の報告は簡潔にお願いをいたします。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 所管事務調査の報告をさせていただきます。

10月18日、19日の2日間で実施いたしました。

御手元の報告書のとおり、(1)から(9)まででございます。

調査の所見についてでございます。

まず、(1)一の橋浄水場の基本計画を策定する必要がある。現水源地の適切な管理に努める必要がある。

(2)で防災体制や作業環境を含め、問題の本質を深く認識して万全を期す必要がある。

(3)でございます。旧一の橋保育所ですが、契約でうたわれている善良な管理義務を果たしているとは言えない。適切な管理運営に努める必要がある。

(4)財政状況でございますが、厳しい中であって、相当な覚悟をもって健全な財政運営を維持する必要がある。

(5)でございます。町内における望ましい公園の在り方について、早期に抜本的な見直しを行う必要がある。「万里長城」について、総合的な見地から、その位置付けについても再構築する必要がある。

以上、主要な所見として申し添えまして、町内所管事務調査の報告といたします。

○議長（木下一己君） 以上で、報告を終わります。

---

○議長（木下一己君） これをもちまして、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

委員会における議案審査のため、12月21日、午後4時まで休会にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認め、12月21日、午後4時まで休会とすることに決定いたしました。

本日は、これをもって散会とします。御苦労さまでした。

午後4時30分 散会